

令和 6 年第 3 回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 3 日 開会

令和 6 年 9 月 13 日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和六年第三回〔九月〕定例会

東吾妻町議会議録

令和6年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号（9月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	6
○開会及び開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	8
○諮問第1号の上程、説明、採決	8
○報告第1号の上程、説明、質疑	9
○報告第2号の上程、説明、質疑	10
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	11
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	53
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	59
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	61
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	65
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	67
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	71
○認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	74
○延会について	78
○延会の宣告	78

第 2 号 (9月4日)

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	79
○出席議員	79
○欠席議員	80
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
○職務のため出席した者	80
○開議の宣告	81
○議事日程の報告	81
○議案第6号の上程、説明、議案調査	81
○議案第7号の上程、説明、議案調査	82
○議案第8号の上程、説明、議案調査	83
○議案第9号の上程、説明、議案調査	85
○議案第10号の上程、説明、議案調査	86
○議案第11号の上程、説明、議案調査	88
○議案第12号の上程、説明、議案調査	90
○議案第1号の上程、説明、議案調査	91
○議案第2号の上程、説明、議案調査	96
○議案第3号の上程、説明、議案調査	97
○議案第4号の上程、説明、議案調査	98
○議案第5号の上程、説明、議案調査	99
○議案第13号の上程、説明、議案調査	100
○請願書の処理について	101
○散会の宣告	102

第 3 号 (9月13日)

○議事日程	103
○本日の会議に付した事件	104
○出席議員	104

○欠席議員	104
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	104
○職務のため出席した者	105
○開議の宣告	106
○議事日程の報告	106
○委員の補充について	106
○選挙第1号	107
○認定第1号の委員長報告、自由討議、討論、採決	108
○認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	109
○認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	110
○認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	111
○認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	112
○認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	114
○認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	115
○認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	116
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	118
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	119
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	119
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	120
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	121
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	121
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	122
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	123
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	123
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	124
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	126
○請願書の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	127
○議員派遣の件について	129

○委員会報告について.....	130
○閉会中の継続審査（調査）事件について.....	134
○町政一般質問.....	134
高 橋 徳 樹 君.....	134
○町長挨拶.....	146
○議長挨拶.....	147
○閉会の宣告.....	147
○署名議員.....	149

令和 6 年 9 月 3 日（火曜日）

（第 1 号）

令和6年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月3日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録指名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 報告第 1 号 健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 2 号 資金不足比率の報告について
- 第 8 認定第 1 号 令和5年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 2 号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 3 号 令和5年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 4 号 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 5 号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 6 号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 7 号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 8 号 令和5年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第16 議案第 6 号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 7 号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第 8 号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第 9 号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第10号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第22 議案第12号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

第23 議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）

第24 議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第25 議案第3号 令和6年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第26 議案第4号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）

第27 議案第5号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第1号）

第28 議案第13号 工事請負契約の締結について

第29 請願書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君
9番	小林 光一 君	10番	重野 能之 君
11番	竹 渕 博行 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	石村 文明 君
教 育 長	茂木 一弘 君	総 務 課 長	酒井 文彰 君
企 画 課 長	寺嶋 正春 君	まちづくり 推進 課 長	玉橋 晃 君
保健福祉課長	小池 さつき 君	町 民 課 長	谷 直樹 君
税 務 課 長	堀込 恒弘 君	農 林 課 長	白石 彰久 君

建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	関和夫君	学校教育課長	水出悟君
社会教育課長	角田良信君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山孝弘	議会事務局 補佐	西巻雅子
議会事務局 会計年度任用 職員	田中すずの		

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、本日ここに令和6年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集いただきまして開会できますことに対し、心から感謝申し上げます。

本定例会には報告をはじめ、令和5年度の一般会計、特別会計並びに事業会計の決算認定、条例関係、令和6年度補正予算、その他の重要案件が提案される予定となっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いいたしたいと思いをします。

会期中、町長はじめ、執行部各位におかれましても特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

○議長（佐藤聡一君） 本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しいたしました傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されるよう、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

去る8月24日にご逝去されました樹下啓示議員につきましては、誠に痛恨の痛みに堪えません。これより故樹下啓示議員のご冥福を祈り黙祷を捧げたいと思います。

全員のご起立をお願いいたします。

黙祷始め。

〔黙 祷〕

○議長（佐藤聡一君） 黙祷を終わります。

ご着席願います。

ここで、8番、里見武男議員が追悼の言葉を捧げます。

8番、里見武男議員。

○8番（里見武男君） 追悼の言葉。

私は、東吾妻町議会を代表し、去る8月24日にご逝去されました東吾妻町議会議員樹下啓示様の在りし日の面影をしのび、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

今日ここに令和6年第3回定例会が開催されるに当たり、いま1人12番議席に在りし日の容姿と形骸に接することも得ず、供花のみが飾られ、議員一同心から惜別の悲しみを抱くものであります。

このたびの突然の訃報は、ご家族のみならず、私ども議員一同にとってどれだけ大きな悲しみを誘うものであるか計り知れません。私と啓示さんは40年以上の飲み友達で、7月の上旬にも一緒にお酒を飲みましたが、そのときはやや疲れぎみのように感じました。7月27日に議会運営について電話をしたところ、啓示さんが今日、日赤に入院して、医師から体の状況が大分悪いと聞かされたと私に話されました。動揺しましたが、啓示さんには、じっくり精密検査を受けて治療に専念するようお話をしました。治療の甲斐なく8月24日に永眠の連絡があり、議員一同大きな悲しみに包まれました。

顧みますと、あなたは持ち前の行動力と温厚な性格で幅広い町民の支持を受け、平成23年5月、東吾妻町議会議員選挙で初当選し、現在まで13年4か月という歳月を東吾妻町議会議員として身を捧げ、将来の東吾妻町の姿を見据えながらも、その志半ばでご逝去されたことは誠に無念であったと、心中深く察するものでございます。

また、令和3年6月23日から私と一緒に吾妻森林組合の理事に就任し、今年の6月20日より代表理事組合長に就任しました。吾妻郡の森林、林業の発展に寄与していこうという氣勢を上げていた矢先だっただけに、なおさら無念でなりません。

私どもは啓示さんのご遺志を受け継ぎ、町政発展のためさらに邁進することこそが我々議員の務めであり、あなたの御霊を慰める唯一の道であると思い、ここに慎んでお誓い申し上げます。

惜別の情は尽きませんが、ここにあなたの生前の数々のご功績を称え、ご遺族の前途と東吾妻町の発展に永久のご加護を賜りますようお願い申し上げ、追悼の言葉といたします。

令和6年9月3日、東吾妻町議会副議長、里見武男。

○議長（佐藤聡一君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時08分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前 10 時 10 分）

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和 6 年第 3 回定例会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席を賜り、ここに開催できますことを心より厚く御礼申し上げます。

ただいまは樹下啓示議員への追悼の機会を賜り、改めて故人への敬意と感謝の意を深くした次第でございます。このたびの突然の訃報に接し、いまだ深い悲しみを禁じ得ません。樹下議員は長きにわたり議会議員として町民のために尽力され、その情熱と献身は町の発展に多大なる貢献をもたらしました。また、その温かいお人柄と誠実さは町民からの信頼も大変厚いものでありました。心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。

樹下議員の残された思いを胸に、今後も住民が誇りを持って暮らせる町づくりを目指し、執行部、職員一同、一層精励してまいります。

さて、本定例会では人権擁護委員候補者の推薦に係る人事案件 1 件、健全化判断比率の報告など報告関係 2 件、東吾妻町監査委員条例の一部を改正する条例についてなど条例関係 7 件、令和 5 年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定など決算関係 8 件、令和 6 年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係 5 件、工事請負契約の締結について 1 件、合計 24 件を提案させていただきます。予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） ただいまより令和6年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時13分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番、齋藤貴史議員、10番、重野能之議員、11番、竹渕博行議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、会期は15日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、明日 9 月 4 日の正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり、適正を欠く内容の場合は通告書の修正を求めたり、受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（佐藤聡一君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項はお手元に配付のとおりであります。後ほどご覧いただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（佐藤聡一君） 日程第 4、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

本件につきましては、8 月 26 日に開催された議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決定されました。

以上で議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎諮問第 1 号の上程、説明、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第 5、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 諮問第1号について提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町では5名の方が人権擁護委員として委嘱されておりますが、令和6年12月31日をもって1名の委員が任期満了となり、前橋地方法務局長より後任候補の推薦依頼がありました。人権擁護委員候補者は地域住民の中から人格識見に優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を推薦することとされております。今回、大戸在住の山本政行さんに打診をいたしましたところ、候補者としての内諾を得られました。

山本さんは、学校教諭としてご活躍をされ、令和2年3月、郡内の小学校長を最後に退職をされ、令和3年4月からはあづま保育所長として現在もご活躍をされております。町といたしましては、人権擁護委員候補者の基準条件を満たし適任者と考えておりますので、推薦に当たり議会の意見を賜りたく諮問申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件につきましては人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

それでは、諮問第1号の採決を行います。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤聡一君） 日程第6、報告第1号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 健全化判断比率の報告について説明を申し上げます。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の審査意見書の写しをつけて報告をいたします。

審査に付された健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標でございます。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字のため比率は算定されず、早期健全化基準値を下回っている状況でございます。

実質公債費比率につきましては、前年度と比較して0.5ポイント増加し11.7%となりました。比率が増加した主な要因といたしましては、公営企業債の償還財源に充てられた繰出金の増加によるものでございます。

将来負担比率につきましては、前年度と比較して6ポイント減少し13.7%となりました。減少した主な要因といたしましては、地方債の計画的な償還による残高の減少によるものでございます。

いずれの指標も早期健全化基準、財政再生基準に該当する水準ではございません。今後も引き続き、町債の発行に際しましては地方交付税による財政措置の優位なものを活用するなど、さらなる財政の健全化に努めてまいり所存でございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（佐藤聡一君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤聡一君） 日程第7、報告第2号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告をいたします。

審査に付された資金不足比率の対象となる会計は、地方公営企業法を適用する水道事業会計、地方公営企業法を適用しない簡易水道特別会計、下水道事業特別会計でございます。水道事業会計及び簡易水道特別会計におきましては資金不足は生じておりませんが、下水道事業特別会計につきましては公営企業化に伴う打ち切り決算による歳入の繰入見込額の不足から、令和5年度において一時的に7.6%の資金不足比率が生じております。なお、経営健全化基準値はいずれも下回っている状況でございます。

以上、ご報告といたします。

○議長（佐藤聡一君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第8、認定第1号 令和5年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第1号 令和5年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定につま

して、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額86億4,283万5,643円、歳出総額82億6,537万1,658円、歳入歳出差引額 3 億7,746万3,985円となりました。このうち繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源が6,769万4,000円ございますので、実質収支額は3億976万9,985円の黒字となっております。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） おはようございます。

令和5年度一般会計歳入歳出決算の説明に当たり配付をしました関連資料3点について説明をさせていただきます。

最初に、令和5年度東吾妻町における施策の実績でございます。令和5年度の主な事務事業の実績を各課別にまとめた資料となっております。

続きまして、2点目の資料、令和5年度東吾妻町一般会計款別決算書（対前年度比較）をご覧ください。

1 ページでございます。一般会計の款別決算の対前年度比較となっております。

2 ページにつきましては、一般会計の款別の歳入歳出に対する執行率の一覧でございます。

3 ページは、普通会計に関わる性質別決算の一覧でございます。

4 ページは、特別会計を含めました令和3年度から令和5年度の3年間における収入、支出の会計別決算額の一覧でございます。

なお、5 ページから10ページ、A3判になりますが、一般会計の目別決算の前年度比較のほか、増減分析などとなっております。

続きまして3点目の資料、一般会計（歳入・歳出決算額）とタイトルがございます折線グラフの資料A4判、横になりますがご覧ください。

1 ページでございますが、一般会計の歳入歳出決算額の推移でございます。左側が町村合併後の初年度である平成18年度、右側が令和5年度、青色の折線グラフが歳入総額で、オレンジ色の折線グラフが歳出総額となっております。グラフ中のピークを迎えている年度が令和2年度となっておりますが、歳入、歳出とも100億円を超える規模となっております。これは新型コロナウイルス感染症対策として国民1人当たり10万円を給付した特別定額給付金の事業があったということで、大きく決算額が上がったものでございます。

また、平成21年度も決算額が大きくなってございます。こちらは前の年にリーマンショックがございまして、連鎖的に世界的な金融危機が発生をしました。これを受けて国では平成21年度の各種経済対策事業に取り組み、その影響により大きく事業規模を押し上げたものでございます。

2 ページでございます。こちら町税・地方交付税・臨時財政対策債の推移でございます。

赤色の折線グラフは町税で、18億円台から20億円台を推移しております。青色の折線グラフは地方交付税で令和3年度がピークとなっております。紫色の折線グラフは地方交付税と地方の財源不足を補うための臨時財政対策債の合計となっております。

3 ページをご覧ください。人件費の推移でございます。

普通会計に属する人件費で公営企業と公営事業会計に関わる人件費を除いてございます。赤色の折線グラフは委員や非常勤職員の報酬、議員報酬、特別職の給与、職員の給与などの人件費の総額となっております。

なお、黄色の折線グラフの令和2年度以降につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正により、臨時職員をこのとき新たに設置された一般職の会計年度任用職員に移行されたことに伴うものでございます。

4 ページは地方債残高の推移でございます。棒グラフが全会計に関わる地方債残高で水色の部分となります。平成18年度末現在において169億円であったものが、令和5年度末現在で128億円となっております。

棒グラフの黄色の部分は臨時財政対策債を除く地方債残高となっております。赤色の折線グラフは一般会計に関わる地方債残高の推移でございます。

平成29年度から平成30年度以降にかけ右肩上りの残高となっておりますのは、役場庁舎を移転して改修した費用や、保育所を再編整備した建設費用の影響によるものでございます。紫色の折線グラフは一般会計以外の地方債残高の推移となっております。

5 ページでございます。起債（借入額・償還額）の推移です。

赤色の折線グラフは町債で、年度ごとの借入金額となっております。平成30年度は役場庁舎の改修費用やはらまち保育所の建設費用に充てるための借入れにより、また平成25年度は給食センターの建設費用や統合中学校の増築整備費用に充てるための借入れによりグラフ上の起債額が大きくなってございます。青色の折線グラフは公債費で、年度ごとの借金の返済額となっております。平成22年度は約5億円の繰り上げ償還を行った経緯があり、グラフ上の公債費額が大きくなってございます。

6 ページは基金残高の推移でございます。青色の折線グラフは普通会計に属する全ての基金の合計額となっております。平成18年度において14億2,000万円であったものが、令和5年度で51億8,000万円となっております。赤色の折線グラフは財政調整基金の推移です。黄色の折線グラフは特定目的基金の合計額となっております。平成29年度から残高が大きく減少している要因は、役場庁舎の移転に伴う改修費用に庁舎建設基金を取り崩して財源として充てたことによるものです。緑色の折線グラフは減債基金の推移となっております。

7 ページをお願いします。

財政健全化判断比率の一つである実質公債費比率の推移でございます。数値の算定は平成18年度から始まり、令和5年度は11.7%でございました。早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を下回る値となっております。

8 ページをお願いします。

財政健全化判断比率の一つである将来負担比率の推移でございます。数値の算定は平成19年度から始まり、令和5年度は13.7%でございます。早期健全化基準の350%を下回る値となっております。

以上で関連資料の説明を終わらせていただきます。それぞれの決算の参考資料として活用いただければと思います。

それでは、一般会計歳入歳出決算書について、事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、こちらは町税になりますので、税務課長より説明をいたします。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤聡一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） よろしく願いいたします。

決算書9ページ、10ページをお開きください。

歳入予算の1款町税の全体の決算額でございますが、予算現額は20億8,455万2,000円に対し、調定額は21億1,875万2,474円、収入済額は20億7,121万7,245円でございます。調定額に対する収入済額の割合は、前年度比0.33%アップの97.76%で、金額として1億1,333万5,754円の増でございます。不納欠損額は885万7,492円で、調定額に対する不納欠損額の割合は0.42%、前年度比では232万9,795円の増でございます。

収入未済額は3,867万7,737円で、調定額に対する収入未済額の割合は1.83%、前年度比

では644万1,682円の減でございます。

続いて、税目別に説明させていただきます。

1 項町民税は、1 目個人町民税と2 目法人町民税の合計により、収入済額は6 億1,943万9,184円で、収納率は96.85%でございます。不納欠損額は、1 目1 節現年課税分、2 節滞納繰越分を合わせまして402万4,090円、収入未済額は1,609万1,683円でございます。前年度比では収入済額は3,815万4,971円の減、不納欠損額は94万2,481円の増、収入未済額は415万7,510円の減でございます。

次に、2 項固定資産税は、1 目固定資産税と2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金の合計により収入済額は12億9,014万1,137円で、収納率は98.11%でございます。不納欠損額は、1 目1 節現年課税分、2 節滞納繰越分を合わせまして447万5,702円、収入未済額は2,044万1,892円でございます。前年度比では収入済額は1 億4,966万3,748円の増、不納欠損額は138万5,414円の増、収入未済額は198万3,804円の減でございます。収入済額の大きな伸びは、令和5 年度から新巻地区のメガソーラー発電施設に対する課税が開始されたことが主たる要因でございます。2 目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金2,634万6,100円は、関東森林管理局、群馬県及び杉並区からの交付金でございます。

次に、3 項軽自動車税でございます。1 目環境性能割と2 目種別割の合計により、収入済額は6,886万9,868円で、収納率は96.49%でございます。不納欠損額は、2 目1 節現年課税分、2 節滞納繰越分を合わせまして35万7,700円、収入未済額は214万4,162円でございます。前年度比では収入済額は150万275円の増、不納欠損額は1,900円の増、収入未済額は30万368円の減でございます。

次ページをお願いいたします。

次に、4 項町たばこ税は、収入済額8,933万8,056円で、前年度比では68万5,952円の増でございます。

5 項入湯税は、収入済額342万9,000円で、前年度比では35万9,250円の減でございます。入湯客数としては2,395人の減ということでございます。

以上が1 款町税の歳入決算でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 2 款地方譲与税でございます。1 項地方揮発油譲与税は、収入済額2,962万8,000円で、前年度比では11万1,000円の増でございます。

2 項自動車重量譲与税は、収入済額8,932万1,000円で、前年度比96万8,000円の増でございます。

3 項森林環境譲与税の収入済額2,986万8,000円は前年度と同額でございました。

3 款利子割交付金は、収入済額43万2,000円で、前年度比では10万4,000円の減でございます。

4 款配当割交付金は、収入済額807万5,000円で、前年度比では114万7,000円の増でございます。

続きまして、13、14ページをお願いいたします。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額で1,018万3,000円、前年度比では492万7,000円の増となりました。

6 款法人事業税交付金は収入済額3,494万6,000円で、前年度比325万5,000円の増でございます。

7 款地方消費税交付金でございますが、地方消費税交付金と社会保障財源交付金の合計によりまして、収入済額は3億2,885万0,000円で、前年度比では489万7,000円の減でございます。

8 款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額1,512万630円で、前年度比49万2,450円の増でございます。

9 款環境性能割交付金は、収入済額1,869万9,644円で、前年度比467万5,379円の増でございます。

10 款地方特例交付金は、収入済額564万5,000円で、前年度比4万8,000円の減でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

11 款地方交付税でございますが、普通地方交付税が31億1,990万4,000円、特別地方交付税が2億1,522万2,000円となり、合計によりまして、収入済額は33億3,512万6,000円となり、交付税全体で前年度と比較して3.8%、金額にして1億3,042万9,000円の減となりました。

次の12 款交通安全対策特別交付金でございますが、収入済額208万8,000円で、前年度と比較して8.3%、金額にして18万9,000円の減となりました。

続きまして、13 款以降につきましては各課にわたるものでございますが、歳入につきましては企画課長のほうから説明をさせていただきます。

13款分担金及び負担金でございます。こちらは受益者が負担する性格のものでございます。

1 項負担金は収入済額の合計で964万1,880円、前年度と比較して11.0%、金額にして118万6,680円の減でございます。

2 項分担金はありませんでした。

続きまして、17、18ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料でございますが、収入済額合計が8,169万9,473円で、前年度と比較して2.7%、金額にして217万120円の増となっております。収入済額463万6,499円につきましては、保育所利用負担金や公営住宅使用料などがございます。

続きまして、19、20ページをお願いいたします。

ページ下のほう、15款国庫支出金でございます。こちらはその目的や性質により負担金、補助金、委託金の3つの項に分類をされております。収入済額の合計が6億9,771万2,840円でございます。前年度と比較して24.7%、金額にして2億2,873万8,900円の減でございます。主な要因といたしましては、自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業費補助金の皆減などがございます。

収入内容につきましては、事業も多岐にわたっておりますので、備考欄のほうをご覧くださいと思います。内容の説明については省略をさせていただきたいと思います。

飛びまして、23、24ページをお願いいたします。

16款県支出金でございますが、こちらも国庫支出金同様、負担金、補助金、委託金の3つの項に分類をされております。収入済額の合計が4億6,487万7,923円でございます。前年度と比較して10.0%、金額にして4,209万8,672円の増でございます。収入内容につきましては備考欄をご覧くださいと思います。

飛びまして31、32ページをお願いいたします。

17款財産収入でございます。収入済額の合計が4,685万1,287円でございます。前年度と比較して31.7%、金額にして1,126万5,334円の増でございます。こちらは土地建物の貸付収入や基金利子の運用益、土地や流木などの売払収入となっております。

続きまして、33、34ページをお願いいたします。

18款寄附金でございます。収入済額の合計2,521万2,000円でございます。前年度と比較して33.0%、金額にして625万4,287円の増でございます。主なものとして、一般寄附金100万円、ふるさと応援寄附金は前年度比25%増の2,411万2,000円などがございます。

次に、19款繰入金でございます。収入済額の合計が3億579万8,525円でございます。前

年度と比較して76.5%、金額にして1億3,253万2,194円の増でございます。これは財政調整基金繰入金1億2,300万円、また地域開発事業特別会計繰入金などの繰入れが増加したことが主な要因でございます。

続きまして、35、36ページをお願いいたします。

20款繰越金でございます。令和4年度繰越金、繰越明許費繰越金を合わせ3億2,801万9,430円となりました。

次に、21款諸収入でございます。これまで報告をしてきた区分以外の収入でございます。収入済額合計1億3,752万2,766円で、前年度と比較して3.5%、金額にして493万3,812円の減となっております。収入未済につきましては学校給食費が主なものでございます。

続きまして、43、44ページをお願いいたします。

22款町債でございます。収入済額合計が5億6,630万円で、前年度と比較して6.7%、金額にして3,580万円の増となりました。

45、46ページをお願いいたします。

歳入合計といたしまして、歳入済額86億4,283万5,643円、不納欠損額885万7,492円、収入未済額4,661万3,388円でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出でございます。

各担当課長よりそれぞれ説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） お世話になります。

それでは、47、48ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は合計で8,640万1,546円の支出でございます。議員報酬、議会事務局員人件費及び経常的な経費支出が主なものとなっております。

備考欄中段やや下の印刷製本費125万3,962円は、議会だより等の印刷製本費でございます。

その他委託料といたしまして、会議録調製印刷製本委託料144万9,723円、会議録音反訳委託料124万3,000円などの支出が主なものでございます。

次ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費でございます。上段から職員人件費、合計で4億2,154万8,772円の支出でございます。会計年度任用職員報酬、特別職及び一般職給料、これに伴

う各種手当及び負担金等の支出が主なものでございます。

なお、一般職給料41名分につきましては、総務課、企画課、まちづくり推進課、会計課、町民課環境係の職員給与となっております。

また、18節の退職手当組合負担金8,595万8,680円は、教育費及び特別会計、企業会計で計上している職員の人件費を除く全職員の退職手当負担金でございます。

続いて、一般管理事務費は合計で2,583万1,164円でございます。こちらは4節社会保険料、9節町長交際費のほか、事務用消耗品、印刷製本費など経常的経費が主なものとなります。

ページ下段の通信運搬費878万6,724円は、主として郵便料でございます。

次ページに移りまして、3行目、電話交換業務委託料300万5,244円、総合法令管理システム委託料240万200円などが金額の大きいものとなっております。

続いて、人事管理費281万9,655円の支出です。こちらは職員健康診断委託料162万7,100円、産業医の委託料61万500円のほか、職員の労働安全対策としてのチェンソーや刈払機の講習に係る機材取扱技能講習負担金51万円などが主なものでございます。

続いて、2目行政振興費1,805万8,329円の支出です。こちらは行政区に関わる支出科目となっております。主なものとしたしましては、行政事務連絡業務委託料1,284万2,973円のほか、住民センター整備事業補助金199万円、同じく住民センターの用地賃借料補助金144万8,650円などでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 3目財政管理費でございますが、支出済額の合計が133万9,377円でございます。

次の54ページ、備考欄をご覧ください。

財務会計等システムの保守点検委託料や使用料などが主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 会計課長。

○会計課長（関 和夫君） お世話になります。

4目会計管理費につきましては、支出済額の合計が851万4,286円でございます。備考欄をご覧ください。初めに、会計管理事業につきましては合計で571万2,244円となります。主な支出としたしましては、時間外勤務手当63万8,031円の外に口座振替手数料165万

6,679円、またコンビニ収納システム使用料165万円などがございます。

続きまして、事務用品管理事業につきましては、合計で280万2,042円となります。こちらは役場全体で使用する事務用消耗品や文書ファイリング用品の購入費、封筒印刷費などがございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、5目財産管理費、庁舎管理事業に3,857万1,678円の支出です。庁舎管理のための保守委託や庁舎修繕等に要した費用となります。主なものとしては、10節の電気料1,005万2,169円、こちらはコンベンションホールを含む役場本庁舎全体の電気料でございます。前年度比で約80%の数字となっております。そのほか、庁舎等修繕料として126万2,580円、11節通信運搬費、電話料184万9,944円などがございます。

次ページに移っていただきまして、12節委託料では、エレベーター保守点検業務委託料165万円や、役場庁舎の清掃や衛生管理を含めた総合的なビル管理業務委託となる建築物環境衛生管理業務委託料550万円などが主なものでございます。

ページ中ほどのE S P業務委託料442万2,000円は、より有利な条件で電力会社と契約するための業務委託料となります。

その下の本庁舎土地、建物等借上料158万6,692円、複合機リース料85万3,584円などが主なものとなっております。

続きまして、庁用車管理事業361万5,528円、こちらは総務課で管理しております公用車15台の維持管理費用でございます。

ページ最下段の町有バス運行事業338万8,248円は、町有バス2台の運行に要する費用でございます。

次ページに移りますが、3行目、自動車運転業務委託料236万4,407円が主なものとなっております。

続いて、その他財産管理事業に6,855万8,860円の支出でございます。金額の大きなものとしては、ページ最下段から4行目に記載がございますが、旧坂上小学校体育館及び給食調理場、公仕室の解体工事を実施しておりまして、これに係る工事請負費として5,237万1,000円を支出しております。

そのほか、ページの中段ほどに戻っていただきますが、今年度、現在実施しております旧岩島第二小学校及び幼稚園等解体工事の設計業務を昨年度に実施しております。この設計

業務委託料462万円や、これに付随する調査委託料などが財産管理事業の主な支出内容となっております。

また、公共施設マネジメント支援業務委託205万7,000円は、遊休資産活用型プロポーザルの実施に伴う業務委託料でございます。

次ページに移りまして、地域振興センター事業に414万7,369円の支出です。こちらは地域振興センターの運営に際する光熱水費や庁舎修繕料、保守点検委託料など維持管理に関する経費が主な支出内容でございます。

続いて、6目公平委員会費は、群馬県市町村公平委員会に対する負担金5万1,000円の支出でございます。

次に、7目固定資産評価審査委員会費は、委員報酬及び費用弁償の合計で2万6,250円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 8目財政調整基金費でございます。備考欄をご覧ください。財政調整基金積立金243万9,362円、減債基金積立金2,581万9,042円をそれぞれ積み立てております。

続きまして、9目企画費でございますが、支出済額の合計6,758万1,035円となりました。備考欄をご覧ください。企画調整事業につきましては1,858万132円でございます。主な内容としましては、一部事務組合負担金1,710万3,000円のほか、次のページをお願いいたします。備考欄をご覧ください。令和4年度から繰越明許の第2次総合計画後期基本計画策定業務委託料385万円が企画調整事業の主なものでございます。

定住促進事業につきましては、移住相談業務委託料114万5,820円、ザスパとの包括連携協定に基づく地域活性化事業委託料161万7,000円、お試し移住用の住居賃借料60万円、地方創生推進交付金移住支援金160万円が主なものでございます。

次の関係人口創出事業は3万4,957円でございます。

次に、ふるさと応援寄附金事業でございます。事業費全体として3,430万1,624円の支出でございました。

次の人口減少対策事業は、高山村で行われました吾妻郡合同の婚活イベントの開催費用負担金6万2,619円でございます。

続きまして、食によるまちおこし事業につきましては、おらがまちづくりプロジェクト委

員会の委員報酬及びマイロックタウン東吾妻事業業務委託料、次のページをお願いいたします、399万1,900円のほか、マイロックタウン東吾妻事業HP運営委託料22万8,360円が主なものでございます。

次、10目運輸対策費でございます。支出済額の合計で6,607万4,674円となりました。備考欄をご覧ください。路線バス運行対策事業では、町内6路線を維持するための乗合バス運行費補助金5,916万5,934円のほか、令和4年度からの繰越明許のバスタ東吾妻（仮称）高速バスターミナル整備基本構想策定業務委託料198万円、さかうえ拠点バス停基本計画策定業務委託料115万5,000円が主なものでございます。鉄道対策事業の186万2,942円につきましては、町内4つの駅にあるトイレの維持管理費用のほか、駅トイレの修繕料などが主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時15分といたします。

（午前11時01分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（佐藤聡一君） 続いて、総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、63、64ページをお願いいたします。

11目支所費ですが、合計で8,045万8,951円でございます。まず、支所管理事業に817万6,999円の支出です。主なものといたしましては、10節需用費では電気料375万3,172円など光熱水費のほか、庁舎等修繕料29万8,320円などがございます。

次ページに移りまして、浄化槽の保守をはじめとする各種保守点検委託料の支出のほか、14節では雨雪量計発信器の更新に26万4,000円を支出しております。

また、27節繰出金として地域開発事業特別会計に25万5,000円を繰り出しております。

続いて、改善センター管理事業に122万5,204円の支出です。こちらも支所管理事業と同様に、施設の維持管理に係る保守委託など経常的な費用が主な内容となっております。

続いて、情報通信事業に2,745万8,164円の支出となります。こちらは令和5年度より地域開発特別会計から一般会計へ移転したあづまケーブルテレビの維持管理に係る費用となっております。主なものといたしましては、ケーブルテレビシステム保守委託料に271万9,200円のほか、電波受信状況調査委託料550万円、電柱への光ケーブル共架料196万5,480円などがございます。

次ページに移りまして、工事請負費では、上信自動車道建設に伴う光ケーブルの支障移転工事費1,221万6,600円の支出のほか、新規加入引込工事157万3,000円などがございます。なお、上信道工事に伴うケーブル移転につきましては、群馬県から100%の移転補償収入があるものでございます。

続きまして、発電事業に4,359万8,584円の支出です。こちらも令和5年度より地域開発事業特別会計から一般会計へ移転した事業で、箱島小水力発電事業に関するものでございます。主なものとしましては、基金積立金4,299万7,589円がございしますが、これは一般会計への移転に伴い地域開発基金から一般会計を通じて新たに小水力発電事業基金への積立てを行ったものでございます。

続いて、12目簡易郵便局費に1,276万2,631円の支出でございます。植栗、厚田、本宿の3つの簡易局に係る経費で、会計年度任用職員の人件費が主な内容となっております。なお、この費用は日本郵政株式会社から事務取扱手数料として歳入のあるものでございます。

次に、13目交通対策費につきましては、合計で1,200万6,955円の支出でございます。主なものは、7節の報償費77万9,000円、こちらは運転免許返納者に対する商品券とバスカードの交付にかかった費用でございます。

次ページに移りまして、2行目、12節交通指導員14人分の委託料として239万4,600円のほか、14節交通安全対策工事631万2,900円の支出、こちらはカーブミラーの更新や区画線等に係る工事の費用でございます。

そのほかチャイルドシート購入補助金、20件分として29万5,400円を支出しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 14目電算業務費でございます。支出済額の合計で7,833万2,375円となりました。行政内部の電算システム全体の保守料や業務作業委託料、回線利用料のほ

か、サーバー、パソコン、プリンターなどの機器リース料などが主なものでございます。

続きまして、次の71、72ページをお願いいたします。

15目開発費でございます。企画課の管理する公用車の維持費用で、12万2,234円でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、16目広報広聴活動費に645万6,598円の支出となります。

印刷製本費442万4,904円の支出は、広報ひがしあがつまの発行に係る費用でございます。

13節では、i-Cityクラウド、これは町のホームページ公開システムになりますが、この利用料として130万6,800円を支出しております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） お世話になります。

17目地域活性化対策費でございます。支出済額の合計は6,218万5,772円でございます。地域活性化事業では2,735万1,724円の支出でございます。地域おこし協力隊員人件費のほか、次のページに移りますが、14節工事請負費、レンタサイクル用倉庫設置工事102万3,000円、18節補助金交付事業としまして、定住促進事業住宅取得奨励補助金、若者起業支援補助金など4事業の支出が主なものでございます。

続きまして、地域おこし協力隊事業でございますが、65万5,557円の支出でございます。地域おこし協力隊員が使用する住宅借上料及び車両のリース料が主な支出でございます。

続きまして、萩生地区活性化事業でございます。78万4,324円の支出でございます。萩生地区ビジタートイレの光熱水費等維持経費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

吾妻溪谷活性化対策事業2,290万2,167円の支出でございます。自転車型トロッコアガタンの運行に係るスタッフの人件費や光熱水費、保守に係る費用、備品購入などが主なものとなっております。

14節工事請負費では、雁ヶ沢駅の電気設備工事69万7,400円、プラットフォームの屋根増設工事41万8,000円等を実施いたしました。

また、17節備品購入費では、ハッ場駅での雨よけテント及び電動アシスト自転車のバッテリーを購入をいたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 次の77、78ページをお願いいたします。

18目交流事業推進費でございます。備考欄をご覧ください。都市交流促進事業は、都市と地方の共存共栄を図るため、昨年、山梨県忍野村で開催をされました地方創生・交流自治体連携フォーラムへの参加費用などの合計で21万6,131円となりました。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、交流人口推進事業でございますが、9万2,673円の支出でございます。杉並フェスタ、南相馬市交流自治体フェアなど、友好交流自治体における観光PRや農産物販売などに要した費用となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 19目山村振興対策費でございます。山村振興連盟負担金4万円でございました。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続きまして、20目諸費に合計で1,658万440円の支出でございます。

最初の諸費ですが、161万9,512円の支出となっております。顧問弁護士契約の年間委託料33万円のほか、民事訴訟に関する業務委託55万円などの支出がございます。そのほか、烏帽子山植林組合負担金に31万5,980円、そのほか各種負担金などが主なものとなります。

次に、防犯事業に合計で1,484万7,172円の支出でございます。

次ページにまいりまして、2行目、電気料に456万8,124円、こちらは防犯灯の電気料でございます。そのほか主なものとしましては、LED防犯灯リース料に344万4,840円、防犯カメラのリース料に269万5,146円、それと特殊詐欺電話対策装置購入費に77万円などの支出がございます。

続きまして、自衛隊事業に11万3,756円の支出です。自衛隊募集広報用消耗品や自衛隊家族会事業の補助金などがございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） 2項徴税费でございます。予算現額1億1,223万5,000円に対し支出済額は1億801万8,647円で、執行率は96.24%でございます。繰越明許費154万円は定額減税、住民税システム改修業務に要する経費として令和6年度に繰り越した予算でございます。

目ごとにご説明させていただきます。

1目税務総務費は予算現額6,816万1,000円に対し、支出済額は6,779万8,631円で、執行率は99.47%でございます。一般職給料3,809万4,000円や各種手当など2節から4節まで職員11名分の人件費でございます。

2目賦課徴収費は、予算現額4,407万4,000円に対し、支出済額は4,022万16円で、執行率は91.26%でございます。賦課徴収費では、12節委託料1,693万8,190円と13節使用料及び賃借料1,320万355円が支出済額全体の74.93%を構成しております。

いずれの節も賦課徴収のための各種システム等に係る経費が主となっております。

続けて、備考欄によりご説明させていただきます。

初めに、賦課徴収費ですが、支出済額2,335万1,411円は賦課徴収全体に係る経費でございます。主な支出、次ページになりますが、次ページ上段から6項目の13節の税務情報マスター基本ソフトシステム利用料316万8,000円、地方税申告受付支援サービス業務利用料213万8,400円、共通納税システム対象税目拡大オプション利用料264万円や、22節の還付金及び還付加算金729万3,818円などがございます。

次に、住民税・軽自動車税でございます。支出済額62万7,713円は、町民税及び軽自動車税の賦課徴収に係る経費でございます。1節会計年度任用職員報酬13万5,456円は、申告相談時の混雑緩和と三密回避を調整するため会計年度任用職員3名を任用したものでございます。

最下段の12節共同発送業務委託利用1万339円は、税務署兼町の共同による確定申告等のお知らせの発送経費、次ページの最上段、軽自動車税環境性能割徴収取扱費26万9,330円は、県が町に代わり徴収した税取扱費でございます。

13節納税相談者バス利用料5,430円は、納税相談時の交通弱者対策として利用者のバス代を負担したもので、11回分の乗車がございました。

次に、資産税の支出済額1,570万4,263円は、固定資産税の賦課徴収に係る経費でございます。

12節の固定資産税課税客体調査及びシステム更新業務委託料1,236万4,000円や固定資産税システム評価替処理業務委託料124万3,000円などが主な支出でございます。

最後に、収税、支出済額53万6,629円は収税事務に関わる経費でございます。12節の不動産鑑定委託料22万5,500円は、差押えをした不動産を公売するために不動産鑑定を委託した経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

3項戸籍住民基本台帳費をお願いいたします。戸籍住民基本台帳費の支出済額は6,613万1,359円となりました。

3項1目戸籍住民基本台帳費の備考欄をお願いいたします。最初に、職員人件費4,710万3,020円は、一般職員5名と会計年度任用職員2名の人件費が主なものです。

85ページからをお願いいたします。

戸籍521万8,792円について、主なものは、戸籍簿や住民基本台帳を維持管理するための戸籍情報総合システム保守料や利用料などです。

続いて、住民基本台帳469万5,961円につきましては、契約していますシステム会社に基本システムソフトウェアの利用料や引っ越しワンストップ支援サービス利用料が主なものとなります。

続きまして、その下、住基ネット・公的個人認証328万1,093円につきましては、住民基本台帳ネットワーク端末機や住基ネット業務アプリケーションシステムの保守料に関する端末のリース料が主なものとなっております。

続きまして、87ページからをお願いいたします。

証明書コンビニ交付494万7,543円につきましては、戸籍関係や住民票、印鑑証明などのシステム使用料や収納業務委託手数料が主なものとなっております。

続きまして、人権擁護委員51万6,450円は、人権講演講師派遣委託料や関係する協議会への負担金です。

続きまして、旅券発行事務事業36万8,500円では、旅券用受付窓口で使用します端末機の購入となっております。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続きまして、4項選挙費でございます。

初めに、1目の選挙管理委員会費に74万8,758円の支出でございます。こちらは選挙管理委員会報酬のほか、選挙システムクラウドサービス使用料など選挙管理委員会の運営に係る経費となっております。

2目選挙啓発費につきましては12万6,826円、こちらは選挙ポスターコンクールに係る経費でございます。

3目群馬県知事選挙費に984万2,073円の支出となっております。主な内容ですが、記載が次ページにまたがっておりますが、昨年7月の知事選挙におきまして期日前投票に始まり、投票日当日、開票作業までに至る投票管理者や立会人報酬のほか、職員の時間外勤務手当、またポスター掲示看板や入場券の印刷製本費、郵便料などの選挙事務経費でございます。財源といたしましては、全額を県委託金で充当しております。

続いて、4目群馬県議会議員選挙費に39万9,447円の支出となります。こちらは無投票となりましたが、事前準備に携わる職員の時間外勤務手当など人件費が主なものとなっております。

次に、5目東吾妻町議会議員選挙費に853万721円の支出でございます。こちらは無投票でございましたが、職員の時間外勤務手当、ポスター掲示看板や入場券の印刷製本費など事前準備に要した選挙事務経費となっております。

次ページに移りますが、選挙公営に係る支出といたしまして、選挙運動用自動車使用料のほか、主なものといたしまして、選挙運動用のポスター作成費274万9,886円などを支出しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 5項統計調査費でございます。1目統計調査総務費13万1,852円は、主に消耗品費等の事務経費でございます。

2目の統計調査費は、各種統計調査に関わります事務経費などで52万96円の支出となりました。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、6項1目監査委員費54万7,613円は、監査委員報酬2名分及び研修に係る費用が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 7項事業費、1目コンベンションホール管理費、支出済額8,668万4,162円です。

備考欄をご覧ください。コンベンションホール管理費1,776万9,162円の内訳は、コンベンションホールの施設や備品の修繕、管理運営に要した費用でございます。次ページをお願いします。備品修繕では、吊り物制御盤・操作盤更新工事で737万円、庁舎修繕費で階段室等修繕工事に157万3,000円、繰越しで大規模改修工事監理委託料456万5,000円、大規模改修工事6,435万円でございます。自主事業業務委託料101万2,000円は、絵本d e クラシック「ブレーメンの音楽隊」を開催いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、95ページ、96ページをお願いいたします。

2目道の駅管理事業でございます。2,175万9,161円の支出でございます。12節委託料では、道の駅あがつま峡、天狗の湯、ふれあい公園の指定管理委託料1,370万円、回数券取り扱い等委託料306万5,600円、インボイス対応としまして、ポスシステムの改修委託料66万円、14節の工事請負費では、天狗の湯浴室照明LED化工事77万円が主な支出でございます。

続いて、3目桔梗館管理費でございますが、1,701万2,902円の支出でございます。主なものとしましては、10節需用費の庁舎等修繕料349万3,820円で、内訳としましては、給湯ボイラーの修繕、予備の源泉水中ポンプのオーバーホール等を実施いたしました。また、12節委託料としまして、指定管理委託料768万円、回数券取り扱い等委託料475万3,700円などを支出いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 4目健康増進センター管理費、備考欄をご覧ください。健康増進センター管理費120万272円は、健康増進センターの管理運営に係る費用でございます。運動器具の維持管理、修繕料や器具の保守点検料等が主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） お世話になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費から説明をさせていただきます。備考欄のほうをご覧ください。

社会福祉事業費 1 億831万1,726円は、保健福祉課 9 名分の職員人件費のほか、社会福祉協議会への補助金4,109万5,000円が主なものでございます。

次の低所得世帯支援給付金給付事業4,131万7,990円ですが、物価高騰の影響が大きい低所得世帯、令和 5 年度の非課税世帯に対しまして 1 世帯 3 万円を1,350世帯へ支給した給付金と事務経費でございます。

100ページをご覧ください。

その下でございますが、同事業の追加給付として9,762万1,395円でございますが、1 世帯当たり 7 万円を1,387世帯へ給付した事業費でございます。

その下の医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給事業1,823万円は、物価高騰の影響を価格転嫁できない医療機関や介護施設等に対し、それぞれの事業形態ごとに設定した給付額を合計59の事業所に対しまして支給した給付金でございます。

その下、低所得世帯支援給付金給付事業（均等割のみ課税世帯）15万6,676円と、同（子ども加算）23万7,720円とありますのは、給付自体が翌年度繰越となったため、システム改修費等のみの執行となりました。

2 目障害福祉費でございます。障害児者総合支援事業 4 億3,749万537円は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに要した経費でございます。備考欄の下から 5 行目にございます障害者計画等策定業務委託料134万2,000円は、令和 5 年度末に障害者関連の 3 つの計画が満了を迎えるため、次の計画策定に係るアンケート調査を実施した経費でございます。

このページの19節の扶助費のほうの金額をご覧くださいと、4 億574万9,569円とそのほとんどを占めているわけでございますが、102ページのほうをご覧ください。

障害福祉サービスに係る給付費の主たる費用となる備考欄の上から 8 行目、障害福祉サービス介護給付費、次の障害福祉サービス訓練等給付費、障害者自立支援（療養介護）医療給付費、計画相談給付費の 4 つを足し合わせた合計額が 3 億6,727万7,770円となり、前年度に比べ約10.2%の増となりました。

その下の 2 行、障害児の給付費、2 つの合計額2,500万4,456円も前年度に比べ約17.7%の増額となりました。

このほか、そこから 7 行下になります身体障害者補装具給付費719万2,300円も前年度に

比べ約2.5倍、その下の障害者日常生活用具給付費360万5,925円も前年度に比べ約1.3倍の執行となりました。

障害福祉事業371万1,150円ですが、こちらは障害児者総合支援事業に基づかない事業に対する経費でございます。主なものはじん臓機能障害者通院交通費補助金24万3,424円、特定疾患等患者見舞金298万8,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 101、102ページをご覧ください。

3目国民年金費、国民年金事業費13万8,554円は、年金資格の取得・喪失等の事務手続に必要な通信運搬費や還付金などの支出でございます。

よろしく願いします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4目老人福祉費でございます。老人福祉事業3億859万8,835円のうち100歳慶祝金は7人に140万円を贈呈いたしました。敬老祝金は458人の対象者に409万9,000円を支給いたしました。

その5行下、老人保護措置委託料2,079万4,428円は65歳以上で、環境や経済的理由による自活困難者11人分の措置費でございます。

シルバー人材センター運営委託料、紙オムツ等給付事業委託料、独居老人保養事業は社会福祉協議会へ委託いたしました。

吾妻養護老人ホームは、先ほどの老人保護措置の入所施設であり、負担金2,508万7,000円を運営元の吾妻広域圏に納めております。敬老会事業補助金と杉並交流事業補助金は、それぞれ活動が再開したことにより執行がございました。

介護保険特別会計繰出金2億4,218万1,801円につきましては、特別会計の中で改めてご説明をさせていただきます。

次の地域包括支援センター事業2,709万7,116円ですが、主には保健センター内にある地域包括支援センターの職員人件費3名分でございます。予防給付ケアマネジメント委託料539万280円は新規58件、更新1,098件分のケアプラン作成委託料でございます。

105、106ページをお願いします。

5目福祉医療費でございます。福祉医療事業の福祉医療費9,049万8,459円は、保険診療の自己負担分を公費で賄う制度で、子育て支援の一環として令和3年度から年度末18歳まで

対象者を拡大している子供への支給や重度心身障害者、母子・父子家庭などが対象でございます。対前年度比では8%増となりました。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 6目国民健康保険費です。国民健康保険費1億1,256万2,331円は、一般職員3名の人件費と国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 7目社会福祉施設管理費でございますが、主には指定管理となっている各社会福祉施設の管理費でございます。備考欄をご覧くださいまして、修繕料のうち48万6,530円はいわびつ荘の給湯ポンプ交換等にかかった費用でございます。

また、最下段のいわびつ荘備品購入費78万2,262円につきましては、令和6年度からいわびつ荘の指定管理者が社会福祉協議会へ移管となることに伴いまして、協定書の規定により、一部の備品については町が春風会から買い取り、社協へ引き継ぐことが必要になったため発生した経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 8目後期高齢者医療費です。後期高齢者医療費2億9,032万5,793円は、群馬県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金や保険基盤安定繰出金となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 2項1目の児童措置費でございますが、子育て支援費1億1,598万2,760円は、主に児童手当、延べ9,682名分1億658万円、出産祝金35名分325万円、子育て支援金70名分210万円でございます。出産・子育て応援給付金は、出産33件、子育て38件分、それぞれ5万円の合計355万円を給付いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） よろしく申し上げます。

引き続き、備考欄の子育てひろばをお願いします。

190万6,779円ははらまち保育所に併設しております地域子育て支援センターの管理運営

に係る費用でございます。令和５年度は子育てひろばを221日開設し、延べ4,071人が利用したところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 108ページの備考欄をご覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業490万330円は、ひとり親世帯を除く18歳までの子供を養育している方で、令和５年度の住民税非課税及び家計急変世帯に対するもので、対象児童１人当たり５万円、53人分の給付金265万円を給付いたしました。

また、令和４年度分の給付事業確定に伴い、国庫返還金還付金でございます。178万円を計上しております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） ２目保育所費でございます。２つの保育所を管理運営するための費用で、１億7,470万7,663円の実質となりました。通常保育、土曜保育、一時預かり保育などに交代制勤務で対応しておりまして、担い手となる職員の人件費が費用の全体の多くを占めているところでございます。

109ページ、110ページをお願いいたします。

３目学童保育費でございます。３つの町立放課後児童クラブの管理運営に係る費用と２つの民間事業者による放課後児童クラブの運営支援補助に係る費用で、5,568万55円の支出となったところでございます。原町地区にある民間事業者による放課後児童クラブの設置場所を原町小学校に移転するための移転改修工事費として設計監理委託料440万円、工事請負費1,716万5,500円を支出したところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、３項１目災害救助費３万5,473円は、一部事務組合負担金２万5,456円と罹災救助資金積立条例に基づく積立金１万17円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） ４款民生費、１項保健衛生費でございます。１目保健衛生総務費の保健総務費１億2,531万6,737円は保健センター職員11名分の人件費と負担金、補助金などが主な内容でございます。

114ページ、備考欄をご覧ください。

中段にございます中之条病院健全化補助金1,541万5,000円と原町赤十字病院運営費助成金3,968万8,000円が大きなものになります。日赤への補助金に関しましては、例年、このほかに医療機器整備費と医師確保対策の補助金の3本立てで交付しておりましたが、令和5年度は救急告示病院に対する特別交付税措置の上限額を運営費補助として一本化して交付をいたしました。

国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金は、後ほど特別会計でご説明をさせていただきます。

2目予防費でございますが、定期予防接種事業2,132万3,336円は予防接種法に基づく予防接種の経費です。各種予防接種委託料の総額1,579万5,652円が主なものでございます。

定期外予防接種事業131万4,695円は、任意接種に対する補助でございます。令和5年度から事業を開始いたしました带状疱疹予防接種費用助成金には不活化ワクチン118件、生ワクチン26件の申請があり、合計104万3,825円を助成いたしました。

次ページをお願いいたします。

インフルエンザ予防事業1,436万3,900円は、高齢者及び子供、妊婦に対するインフルエンザ予防接種で、3,500円を上限に費用負担助成をしております。

狂犬病等予防事業83万5,756円は、狂犬病予防法に基づく犬の登録と注射及び犬猫の避妊手術の補助金でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業2,924万5,388円は、会計年度任用職員給料、接種の委託料、接種券予診票発送業務、接種会場設営等委託料、予約システム使用料等が主なものでございます。

3目母子保健費、次世代育成支援事業59万194円は、妊産婦・新生児訪問や思春期講演会などの経費が主なものでございます。

次ページをご覧ください。

教育相談事業156万8,493円は、離乳食講習会やラッコクラブ、ピヨピヨクラブなどの運営経費でございます。

妊婦支援事業767万1,437円は、妊婦健診の委託料や不妊治療費18件分の補助金でございます。

健康診査事業262万246円は、乳幼児の定期健診にかかった経費でございます。

歯科健康診査事業86万4,426円は、乳幼児の歯科検診に使った経費でございます。

母子医療給付事業15万202円は、未熟児養育医療と育成医療に係る経費でございます。

4目健康増進事業費でございます。健康増進法に位置づけられた各種がん検診や健康診査、健康教育、健康相談等に要した経費でございます。

健康診査事業939万8,061円は、各種健康診査等の委託料となります。うち後期高齢者広域連合から受託をして実施した後期高齢者健康診査委託料694万8,414円を含んでおります。

○議長（佐藤聡一君） 説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は1時といたします。

（午後 零時00分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） それでは、決算書120ページの備考欄続きからご説明を申し上げます。

がん検診事業1,876万1,239円は胃がんや大腸がんをはじめとする各種がん検診等の経費でございます。その次の生活習慣病予防対策事業50万6,545円は特定保健指導や生活習慣病予防教室などに要した経費でございます。自殺対策事業52万2,073円の主なものはゲートキーパー研修の講師謝金と令和5年度末の第1期計画満了に伴う第2期自殺対策推進計画策定に係るアンケート調査の郵送料等でございます。高齢者介護予防事業41万95円はダンベル教室やサロンの講師謝金が主なものでございます。

5目の健康推進費448万1,888円の主なものは、食生活改善推進協議会への業務委託料30万円と最下段にございます健康増進計画委託料396万円でございます。この計画は町の健康づくりの総合的指針となるもので、第2次元気プランが令和5年度満了になることに伴いまして、令和6年度から令和18年度までの13年間の第3次元気プランを策定するための業務委託料でございました。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 121ページからをお願いいたします。

6目環境衛生費です。環境衛生費2,147万7,437円は吾妻広域町村圏火葬場負担金や住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金が主なものとなっております。

続きまして、環境衛生費の繰越しですが、45万7,000円は令和4年度繰越分の太陽光発電システム設置費補助金となります。

7目公害対策事業費です。公害対策事業費43万1,550円は群馬県県内9か所に設置されております大気観測装置の一つが東吾妻中学校にあり、この機器の電気料や畜産関連の排水処理状況を把握するための河川水質検査委託料及び蜂用の防護服1着の購入費となっております。

次に、除染対策事業（特別措置法）8万6,900円は放射線量測定器保守点検委託料です。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 8目保健センター管理費215万1,101円は保健センターの管理運営に要した各種経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 9目霊園管理費265万4,560円は共同霊園の維持管理費用のほか、あづま共同霊園トイレ改修工事やブロック塀等の補修、あがつま共同霊園の転落防止フェンス設置工事が主なものでございます。

続きまして、123ページをお願いいたします。

2項1目清掃総務費2億9,676万5,200円は、環境美化運動のごみ収集委託料ほか吾妻東部衛生施設組合負担金、吾妻環境施設組合負担金、生ごみ処理機等設置費補助金や新たに吾妻郡一般廃棄物処理施設整備基金の積立てなどとなっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

3項1目の簡易水道費でございます。3,926万円の支出でございます。内訳といたしまして、簡易水道等整備事業補助金に54万5,000円、これは町営以外の簡易水道組合や小水道組合に対する建設事業補助金として令和5年度は5つの水道組合等に交付をいたしております。

それから、簡易水道特別会計繰出金として3,871万5,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、5款1項1目労働諸費でございます。

労働管理費としまして90万円の支出でございます。内容といたしましては、勤労者住宅建設資金に対する利子補給の補助金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） お世話になります。

125、126ページをお願いします。

6款農林水産業費、支出済額は4億716万7,567円でございます。1項農業費、1目農業委員会費は支出済額は3,069万8,479円でございます。農業委員会費につきましては、報酬、職員人件費などの農業委員会運営に係る諸経費と電算処理業務委託料が主でございます。

2目農業総務費でございますが、支出総額9,447万641円でございます。農業総務費につきましては、2節給料から続きまして、128ページをお願いします。4節共済費までは職員人件費でございます。

備考欄をお願いします。

農政対策事業につきましては、3地区の農業振興協議会と青年農業者協議会への活動補助金でございます。

3目農業振興費でございますが、支出済額は3,335万8,765円でございます。

備考欄をお願いします。

経営所得安定対策事業につきましては、郵便料及び経営所得安定対策等推進事業費補助金が主なものでございます。農業次世代人材投資事業につきましては、2名に対し補助金を交付いたしまして、1名離農による補助金の返還が262万5,000円ございます。農業近代化資金等利子補給事業につきましては、4件に対し利子補給を行いました。

農業振興対策事業につきましては130ページをお願いします。

農業機械導入事業補助金を467万5,000円交付いたしました。収入保険補助金を80万9,700円交付いたしました。野生動物による農作物災害対策事業につきましては、電気柵等の設置の経費の一部を補助いたしました。園芸用廃プラスチック処理事業はキロ当たりを10円の補助を行い、約50トン进行处理いたしました。中山間地域等直接支払事業につきましては、18

集落協定151.7ヘクタールへの1,668万3,569円の交付と事務的経費でございます。環境保全型農業直接支払事業につきましては、環境保全効果の高い営農活動の実施のための交付金で、2件に対し66万4,800円を交付いたしました。直売施設管理事業、いわびつ体験農園事業につきましては、施設管理のための経費でございます。

132ページをお願いします。

4目農業経営基盤強化対策事業費でございますが、支出済額は27万1,500円、認定農業者用農用地利用集積促進奨励金の交付と過年度交付奨励金の返還2万6,820円でございます。

5目畜産振興費でございますが、支出済額は259万7,570円で豚熱、鳥インフルエンザ対策の消耗品と畜産協議会への補助金が主なものでございます。

6目農地費でございますが、支出済額1億1,529万9,288円でございます。基盤整備事業につきましては、県営萩生川西地区土地改良推進協議会の解散に伴う事業費でございます。群馬県中山間地域農業農村整備事業につきましては、上の原地区の県営事業負担金46万7,000円が主なものでございます。県単小規模土地改良事業につきましては、金井・水頭山地区工事関係業務委託及び用排水路整備工事、萩生大谷地区工事関連業務委託、平大谷沢地区工事関連業務委託、本宿・川原地区法面補修工事、川戸楮原地区用排水路整備事業でございます。

次のページをお願いします。

町単小規模土地改良事業の支出は2,044万9,744円で、農道、用水路等の補修修繕でございます。町単小規模土地改良事業補助金では、暗渠排水工事など4件に75万8,000円を交付いたしました。多面的機能支払交付金事業の内訳としましては、農地維持交付金を13組織、資源向上支払交付金を12組織に、資源向上支払交付金を8組織に1,846万2,720円交付いたしました。農地耕作条件改善事業につきましては、烏帽子地区営農飲雑用水設備設置工事として令和4年度繰越しで行いました水源調査と導水管資料作成の工事関係業務委託及び井戸掘削・揚水設備と導水管布設の工事を合わせて4,702万8,000円でございます。本宿霜田地区の用排水路整備工事は河川保全区域内行為許可申請業務と暗渠水路調査の工事関係業務委託と工事を合わせて674万3,000円でございます。

7目地籍調査費でございますが、支出済額1,850万7,884円でございます。

136ページをお願いします。

地籍調査事業地積測量業務委託では、現地調査は岩下の大久保を行い、須賀尾の三本木地区の図形データの作成と閲覧を行いました。

2 項林業費、1 目林業振興費でございますが、支出済額8,439万8,573円でございます。林業振興費につきましては、保全松林の周辺対策事業、森林整備担い手対策事業、特用林産物生産活力アップ事業補助金が主なものでございます。

138ページをお願いします。

有害鳥獣捕獲事業につきましては、イノシシ、鹿、猿等の捕獲に対し、補助金1,162万1,100円を交付いたしました。5年度の実績ではイノシシ278頭、日本鹿338頭、猿6頭、熊22頭でございます。地域おこし協力隊事業では、隊員の住居借上料、自動車リース料及び自動車燃料費でございます。緑の県民基金事業では、伐採事業が7地区、2.76ヘクタールを委託し、3,248万800円、管理事業補助金を27地区、17.83ヘクタール分を183万2,433円交付いたしました。森林環境譲与税では、意向調査を太田地区の泉沢、小泉、植栗で行い161万7,000円、森林概況調査を箱島、奥田、新巻、奥田、泉沢一部に委託し682万円、木材流通促進事業を682万8,000円と民有林造林保育事業補助金600万円などが主なものでございます。

2 目林業基盤整備費でございますが、支出済額は2,378万4,987円でございます。治山事業につきましては、県単治山事業を新巻の尾牧、三島の上郷2か所での負担金481万2,000円でございます。県単林道改良事業につきましては、林道北榛名山線の舗装工事で1,023万円でございます。

次のページをお願いします。

町単林道整備事業につきましては、倒木・流出土砂撤去等の維持修繕と上野線、北榛名山線の2路線の除草委託などでございます。林道作業道総合整備事業につきましては、作業道開設に係る補助金を151万7,700円交付いたしました。

3 目町有林管理事業でございますが、支出済額は363万880円で森林国営保険料が主なものでございます。

3 目水産業費、1 目水産振興費でございますが、支出済額は14万9,000円、漁業組合等への補助金でございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、7款1項1目商工費でございます。

支出済額の合計は3億3,684万7,848円でございます。備考欄の商工総務費では、2,751万円の支出でございます。商工観光係4名に係る人件費及び庁用車等の維持費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目商工振興費でございます。支出済額の合計は2億3,131万5,529円でございます。商工業対策事業では1億245万3,084円の支出でございます。18節の商工対策に係る補助金交付が主な内容となっております。金額の大きいものとしましては商工会補助金、住宅新築改修等補助金、企業立地促進条例関連奨励金、SDGs推進補助金などがございます。

続きまして、緊急経済対策商品券支給事業でございます。1億2,665万4,445円の支出でございます。18節が商品券の実際の換金額でございます。1億2,335万8,000円となっております。この金額が町内で消費された金額となっております。

続きまして、3目観光費でございます。支出済額の合計は7,691万7,319円でございます。観光管理費では、4,172万4,991円の支出でございます。主なものとしましては次のページに移りまして、14節工事請負費、仙人窟駐車場整備工事644万6,000円、18節の観光協会補助金2,576万1,000円、このほか各種団体への負担金が主なものとなっております。また、前年度からの繰越事業としまして、箱島湧水周辺駐車場舗装工事が389万4,000円などを支出しております。

続きまして、観光宣伝事業436万6,558円の支出でございます。観光PRのためのパンフレット制作や、ホームページ運営、雑誌や新聞等への広告掲載料などが主な支出内容となっております。また、作家の一青妙さんの観光大使任命式にかかる費用として事業旅費、講師派遣委託料、映画上映委託料など合わせまして48万9,530円の支出でございます。

次のページに移りまして、148ページまでにまたがりませんが、キャンプ場関係でございます。温川キャンプ場管理事業に410万446円の支出と、あづま森林公園キャンプ場に705万6,824円の支出でございます。両キャンプ場ともに運営に係る人件費、光熱水費、保守点検及び施設修繕費などの維持管理費が主な支出内容となっております。

また、令和5年度におきましては両キャンプ場のホームページを作成しましたので、管理委託料としましてそれぞれ19万2,500円、温川キャンプ場におきましてはバンガロー塗装工事106万7,000円などを支出いたしました。

続きまして、148ページの中段からになりますが、公園等管理事業438万8,791円の支出でございます。各公園施設の光熱水費や保守点検費用のほか、主なものとしましてあづま親水公園と平高農村公園の老朽化した遊具の撤去工事28万4,130円、天神山公園のトイレ設置204万6,302円などの支出でございます。

続きまして、都市公園管理事業61万8,313円の支出でございます。1号・2号・3号街区

公園の維持管理に係る清掃管理委託料、光熱水費の支出が主なものでございます。

続きまして、次のページにまたがりませんが、溪谷自然公園事業489万6,936円の支出でございます。吾妻溪谷内の観光トイレに係る光熱水費、保守点検等の費用のほか、清掃管理及び溪谷遊歩道の点検管理業務委託が主なものでございます。

続きまして、日本ロマンチック街道事業でございますが、協会負担金等に5万4,000円の支出でございます。

続きまして、忍びの町ひがしあがつま推進事業274万9,880円でございます。ガイドマップ製作など印刷製本費に120万540円や18節では観光振興事業補助金としまして岩櫃城忍び登山の開催を始め、横谷左近屋敷跡整備など、歴史的資源の活用に携わる各種団体への補助金が交付の主なものとなっております。

続きまして、4目消費者行政推進費110万5,000円の支出でございます。消費者生活センター運営費の町村分担金でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） よろしく願いいたします。

続きまして、8款土木費でございますが、支出済額7億8,961万7,546円、繰越明許につきましては道路の工事費及び委託料でございます。1項1目道路橋りょう総務費は支出済額1億2,775万3,714円でございます。

備考欄をご覧ください。道路橋りょう費1億1,619万2,714円は15名の職員人件費、1名の会計年度任用職員、そして、原材料支給事業、春、秋の道路愛護事業等の保険料、そして、GISで補正業務委託と記載しております道路台帳整備事業、橋梁照明灯工事、関係負担金が主なものでございます。道路橋りょう費繰越しにつきましては、1,156万1,000円は一般廃棄物処理施設へのアクセス道路の整備事業委託料、川戸地区の赤道整備工事等でございます。

次に、2目道路維持費は支出済額1億2,853万220円でございます。

備考欄をご覧ください。道路維持費の主なものは町道、普通河川の維持管理及び測量設計業務委託料、業者や行政区に依頼している除雪・砂撒き委託料や原材料支給等の機械借上料、舗装改修工事、県営事業等に対する町の負担金でございます。

次に、3目道路改良費は支出済額1億6,339万7,726円でございます。

備考欄をご覧ください。道路改良費は支出済額6,339万1,689円で町道1126号線道路改良

事業以下3路線の測量設計委託料及び工事費が主なものでございます。

次に、上信自動車道関連事業は支出済額2,925万610円です。上信自動車道計画による町道の拡幅計画の業務委託や群馬県への負担金となります。

次に、上信自動車道関連事業繰越しにつきましては、支出済額7,075万5,427円です。上信自動車道計画による町道の拡幅計画業務の業務委託や群馬県への負担金となります。

次に、4目橋りょう維持費は支出済額1億4,841万189円です。

備考欄をご覧ください。国庫補助事業の道路メンテナンス事業交付金による道路橋梁点検業務と橋梁補修設計業務、そして、橋梁補修工事が主なものとなります。

次に、2項1目の都市計画総務費の支出済額は108万1,905円となります。

備考欄をご覧ください。都市計画総務費は63万1,452円で庁用自動車等の管理費が主となります。

続きまして、広場管理費の支出済額45万453円は群馬原町駅北口にあるコミュニティ広場、そして、福祉ふれあい道路等の関連の花植えや電気料が主となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

2目の下水道費でございます。2億214万1,000円の支出でございます。

榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業関係市町負担金で441万9,000円の支出でございました。それから、下水道事業特別会計繰出金1億9,772万2,000円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続きまして、3項住宅費は支出済額1,830万2,792円でございます。

1目公営住宅管理費は支出済額1,340万4,818円、町営住宅の修繕等の維持管理及び町営住宅用地の借地料が主なものでございます。

次に、2目定住促進住宅管理費は支出済額34万3,474円でございます。箱島地区にある4戸の住宅管理費が主となります。

次に、3目住宅管理費は支出済額455万4,500円となります。住宅・建築物安全ストック形成事業は455万4,500円で、耐震改修促進計画策定業務と空き家除却の補助が主となります。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、9款消防費に総計で4億969万1,396円の支出でございます。消防団の運営費、広域消防本部への負担金、また、消防設備等の維持管理経費となります。主なものといたしまして、まず、消防費の部分が3億9,375万7,912円でございます。1節の非常勤職員の報酬291名分の消防団員報酬が1,057万5,000円、8節の費用弁償では消防団員の出勤旅費400万円を支出しております。このほか、町内16か所の消防団詰所と消防関係車両18台分の維持修繕等に係る経費の支出でございます。

次のページに移りまして、防火水槽の更新・撤去工事を行っております。昨年度主なものといたしましては、細谷地区における新規設置費用として768万9,000円、また、泉沢迦葉地区の更新工事として409万2,000円を支出し、消防水利の充実に努めております。

また、ページ中ほどになりますが第1分団第1部の消防自動車を更新し、この購入費として3,179万円を支出しております。財源といたしましては、緊急防災・減災対策債を充当しております。このほか、吾妻広域消防費負担金として2億9,472万8,000円を負担しております。そのほか、各種負担金、補助金といたしましては、消火栓維持管理敷設替負担金714万600円、消防団活動補助金631万5,000円などが主なものとなっております。

次ページに移りまして、2行目、消防団員自動車運転免許取得費補助金として51万7,000円の支出がございますが、こちらは消防車両を運転できる団員を確保するために準中型運転免許の取得費補助を行ったものでございます。

次の2目水防費につきましては、支出はございませんでした。

続いて、3目防災費に1,417万3,484円の支出でございます。内容といたしましては、非常用食料等備蓄品購入費として52万7,457円を支出し備蓄品の拡充に努めたほか、防災行政無線維持のための設備保守点検業務委託料に311万7,400円、14節では工事請負費として防災行政無線屋外子局の設置工事費599万5,000円を支出しまして、屋外子局の移設更新を行っております。こちらは旧岩島第一小学校跡地の遊休資産活用型プロポーザルにつなげるための対応でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 10款教育費、1項1目教育委員会費でございます。教育委員会の運営に係る費用で、教育委員の報酬93万1,119円、交際費14万2,350円を含めまして合

計で178万4,881円となりました。

165、166ページをお願いいたします。

2目事務局費でございます。9,553万4,228円の支出となりました。備考欄をご覧ください。職員人件費や経常的経費のほか、小・中学校に入学する児童生徒141人分の入学祝金823万円、次のページをお願いいたします。

備考欄になりますけれども、高校生等通学定期代補助金76万4,000円、学校施設整備基金積立金、利息を合わせまして326万302円が主なものとなっております。東吾妻町育英事業でございます。入学準備金と奨学金の貸付けを行うための審査会運営の費用でございます。令和5年度の実績といたしましては、育英資金貸付金として入学準備金と奨学金を合わせて320万円を貸し出したところでございます。外国語教育コーディネーター事業496万3,746円は職員人件費のほか、こども園の訪問、英語による読み聞かせ、イベントを実施した費用でございます。中学生海外派遣事業は今年度事業実施のための準備作業といたしまして、職員等が台湾を訪問し、協議等を行った費用でございます。

169ページ、170ページをお願いします。

3目教育研究会費でございます。教育研究会は教育技術の向上を図るための研究や各分野での専門的な知識、指導技術を習得し、教育現場で的確に生かすためにこども園、小学校、中学校の教職員が研修等を行っているところでございます。講演会の講師謝金、研究紀要等の印刷代など合計で36万6,849円を支出しております。

4目通学バス運営管理費でございます。中学校7路線、小学校9路線の通学に係るスクールバス運行業務委託料1億1,057万4,013円、校外活動等に係るバス車両借上料913万3,586円、坂上地区小・中学生通学定期代負担金147万円など合計で1億2,202万7,046円となったところでございます。

5目給食センター運営管理費でございます。職員人件費や給食センター管理運営に必要な経常的経費のほか、172ページをお願いいたします、賄材料6,641万9,497円、給食運搬車運転業務委託料723万300円など合計で1億8,262万8,374円の支出でございました。管内のこども園、小学校、中学校のほか給食業務委託契約を締結しております県立吾妻特別支援学校高等部に給食を提供したところでございます。

173ページ、174ページをお願いします。6目外国青年招致事業費でございます。外国語指導助手の人件費と経常的な経費で1,832万8,520円の支出となったところでございます。

2項1目小学校学校管理費は各小学校の維持管理や学校運営に必要な費用でございます。

備考欄をご覧ください。初めに、学校管理費のうちの事務局分でございます。マイタウンティーチャーや支援員の人件費のほか、5校分の光熱水費、設備等の保守点検委託料、原町小学校体育館の床調査業務委託料、印刷機や校務用端末のリース料、原町小学校、岩島小学校の机、椅子の購入費などの合計で9,138万7,358円となりました。

飛んで178ページですけれども、こちらには原町小学校分といたしまして300万8,233円、太田小学校分は179万7,006円、180ページになりますけれども、岩島小学校分は181万3,670円、坂上小学校分は246万6,495円、182ページになりますけれども、東小学校分は181万4,286円の支出でございました。2目小学校教育振興費は、各小学校の教材や教具、備品のほか就学援助関係に必要なとなった費用でございます。事務局分と小学校5校分の合計で2,628万1,517円の支出となりました。

183ページ、184ページをお願いします。

3項1目中学校学校管理費は中学校の維持管理や学校運営に必要な費用でございました。備考欄をご覧ください。学校管理費の事務局分は職員、マイタウンティーチャー、支援員の人件費のほか、光熱水費、設備等の保守点検委託料、校務用端末のリース料などの合計で2,965万8,757円となったところでございます。186ページですけれども、東吾妻中学校分といたしましては、573万6,232円の支出でございました。

187、188ページをお願いします。2目中学校教育振興費は教材、教具、備品のほか、就学援助関係に必要なとなった費用でございます。事務局分と中学校分の合計で1,142万4,408円の支出となったところでございます。

4項1目こども園管理費でございます。こちらも備考欄をお願いいたします。こども園管理費の事務局分です。5園の職員人件費のほか光熱水費、設備等の保守点検委託料、施設等の修繕や工事費など合計で2億7,686万153円となったところでございます。

190ページですけれども、はらまちこども園分は159万8,888円、192ページになりますけれども、おおたこども園分は75万7,329円、いわしまこども園分は112万5,621円、さかうえこども園分は135万9,166円、194ページになりますけれども、あづまこども園分は110万6,876円の支出でございました。

2目こども園教育振興費でございます。各こども園の教材や教具、備品等に係る費用で、5園の合計で193万5,602円となったところでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 195ページ、196ページをお願いします。

5 項社会教育費支出済額 2 億682万300円でございます。1 目社会教育総務費、備考欄をご覧ください。社会教育総務費 1 億4,018万4,690円は社会教育委員の委員報酬、社会教育課職員の人件費16名分、会計年度任用職員 2 名分、社会教育全般の経常的費用でございます。委託料44万9,580円は生涯学習講演会講師委託料でございます。今回は料理研究家土井善晴氏の講演を 3 月 2 日に行いました。

次ページをお願いします。二十歳の集い事業60万4,533円は二十歳の集いの運営に係った費用です。対象者104名、出席者87名、出席率としては83.6%でございます。2 目公民館費、備考欄をご覧ください。中央公民館運営費1,894万7,300円は中央公民館の管理運営に係る費用でございます。備品修繕料は排煙窓オペレーター交換49万5,000円等でございます。委託料1,281万8,121円は施設管理委託料184万5,200円、耐震改修設計委託料939万4,000円、ガラス清掃委託料60万8,300円等でございます。土地、建物等借上料88万6,080円は中央公民館駐車場部分の借上料でございます。

次ページをお願いします。高齢者教室寿大学 7 万8,642円は、6 月から11月まで 6 回実施、参加者が70名参加しました。土曜教室事業 6 万8,000円はおもしろ科学教室の費用でございます。教養講座事業 1 万2,055円は日本野鳥の会吾妻支部でお世話になっている野鳥展の費用でございます。公民館読書推進事業99万8,451円は公民館図書室の図書購入費、図書の整理に係る消耗品等が主なものでございます。太田公民館運営費204万3,727円は太田公民館管理運営に関する費用でございます。工事請負費52万3,930円は事務室エアコン改修に 27万9,400円、1 階ホール L E D 照明交換に18万1,500円、2 階誘導灯取換工事に 6 万3,030 円でございます。

次ページをお願いします。岩島公民館運営費279万9,122円は岩島公民館の管理運営に関する費用でございます。工事請負費91万3,000円は照明 L E D 化工事でございます。坂上公民館運営費655万4,394円は坂上公民館管理運営に関する費用でございます。工事請負費は照明 L E D 化工事434万5,000円でございます。

次ページをお願いします。東公民館運営費は53万6,851円でございます。わんぱく k i d s の費用や火災保険料、平高集会所等借地料等でございます。ブックスタート事業は中央公民館において保健センターで 7 か月健診に併せて本に親しんでもらえるように絵本をプレゼントしている事業でございます。事業で絵本代、ボランティアの謝金でございます。

3 目文化財保護費、備考欄をご覧ください。文化財保護費146万3,660円の内訳は、文化財調査員 8 名分の報酬、消耗品費 6 万2,120円は展示物に係る資材等でございます。町

指定文化財保護団体補助金14万7,000円は8団体に対しての活動補助金、伝統芸能等保存団体補助金15万円は10団体への補助金でございます。

次ページをお願いします。岩櫃城跡保存整備事業80万3,467円は専門員8名分の報酬ほか保存整備に係る費用でございます。国・県・町指定文化財保護事業は原町の大ケヤキ生育調査7万7,000円、平五良観音の大杉の剪定に33万円を使用いたしました。カモシカ保護事業はカモシカの保護等に係る費用で、主なものは滅失等の処理、報告に係った費用でございます。

4目青少年対策費、備考欄をご覧ください。青少年対策費6万3,846円は主に青少年対策に関する費用でございます。杉並・東吾妻子ども交流事業は8月17から20日まで実施、東吾妻児童14名、杉並区児童16名で支出は97万6,598円でした。

5目発掘調査費2,895万6,882円は発掘文化財関係の資料等を収蔵している文化財整理室の管理費用と上泉遺跡発掘調査委託料等でございます。上泉遺跡発掘調査委託料は2,706万円、下郷71号墳出土直刀保存処理業務委託料に148万5,000円、試掘調査の重機借上げに119万3,800円でございます。

次ページをお願いします。6項1目保健体育費、支出済額4,341万303円でございます。1目保健体育総務費903万5,834円は主にスポーツ振興全般に係る費用でございます。委託料156万2,000円は今回初めて作成したスポーツ推進計画策定の業務委託料でございます。スポーツ振興団体等補助金629万3,270円はスポーツ少年団、スポーツ協会などの団体補助金のほか、全国レベルで活躍されている一般アスリートへの激励補助でございます。スポーツ推進委員事業120万5,439円はスポーツ推進委員の活動に関する費用でございます。委員15名への報酬、消耗品31万1,696円は推進委員のユニフォームや軽スポーツ用具を購入しました。そのほかは郡、県などの協議会負担金、研修会負担金等でございます。スポーツフェスティバル事業43万1,314円は町民体育館を会場に行ったスポーツフェスティバル運営に関する費用でございます。スポーツ少年団の紹介や体験、ザスパクサツによるサッカー教室を行い、約200名が参加いたしました。

○学校教育課長（水出 悟君） 209、210ページをお願いします。備考欄のほうの上から4行目です。健康管理対策事業359万6,968円は学校医、学校歯科医等への報酬のほか、児童生徒教職員の健康管理のために学校保健安全法に基づき実施する健康診断などの費用にかかる支出となっております。でございます。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 郡民スポーツ大会事業230万898円は郡民スポーツ大会の費用等でございます。今回より当番町村制ではなく、当番町村制及び町村対抗ではなく、吾妻郡スポーツ協会の各競技専門部が主体となって開催されました。備品購入費48万3,153円はバスケット男子ユニフォーム等を購入いたしました。また、練習費補助金82万2,680円は町スポーツ協会各部への参加補助金でございます。

2目学校開放事業費、備考欄をご覧ください。226万4,800円は鍵の保管等をお願いしている方への謝金及び原町小学校照明管理盤タイマー更新工事220万円を支出いたしました。

3目施設管理費社会体育施設管理事業2,452万1,709円は社会体育施設の管理運営等に関する費用でございます。電気料448万6,909円、使用料及び賃借料のLED照明リース料90万2,016円は奥田社会体育館の照明施設リース料でございます。町民体育館高圧設備改修工事に423万5,000円、スリー・エックス・スリーコート新設工事に198万円、町民体育館進入路改修工事に154万円でした。公園管理等事業5万3,341円はスポーツ広場テニスコート西、公園の遊具の保守点検費用です。年1度点検を行っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） 11款1項1目農業用施設災害復旧費の執行はありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続きまして、2項土木施設災害復旧費、支出済額688万9,749円でございます。1目河川復旧費は支出はございませんでした。2目道路復旧費は台風関連の町道災害復旧事業道路復旧工事の工事費等が主でございます。3目橋りょう復旧費は支出はございませんでした。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 12款公債費でございます。支出済額の合計12億995万9,433円、前年度と比較して0.4%の減でございます。内訳についてですが、1目の元金11億6,468万7,831円と、次のページをお願いします、2目の利子4,527万1,602円でございます。

13款諸出金でございます。水道事業会計補助金として3,000万円を支出をいたしました。

14款予備費でございます。こちら55万円を流用したところでございます。歳出合計といたしまして、支出済額82億6,537万1,658円、翌年度繰越額3億4,332万8,000円、不用額3億4,706万5,342円となりました。

217ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は、3億7,746万3,985円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源は6,769万4,000円ございますので、実質収支額は3億976万9,985円となりました。

218ページから222ページにかけましては、財産に関する調書となります。公有財産や基金の状況などを記載してございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 剣持伊佐男君 登壇）

○代表監査委員（剣持伊佐男君） 令和5年度の監査報告をさせていただきます。

決算審査につきましては、7月11日から8月7日までの17日間、町長より審査に付されました令和5年度東吾妻町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに決算附属書類、施策の実績等を照合するとともにこれらの計数の正確性及び予算の執行状況が適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、関係職員から説明を聴取し、現地調査、例月出納検査の結果も考慮に入れて審査を行いました。

また、決算審査に合わせて基金運用審査を実施いたしました。基金の運用審査に当たりましては原資の運用、管理及び計数の確認等に主眼を置き、関係職員からの説明と資料の提出を求めて実施いたしました。

この間役場職員の方々にはご多忙の中、質疑や資料提供など迅速に対応していただき、また、連日の酷暑の中で現地調査にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。おかげさまで順調に決算審査を行うことができましたので、まずもってお礼を申し上げます。

初めに、全体的な審査の結果についてですが、記載された金額は証拠書類と符合し、正確であると認められました。また、予算の執行状況についてはおおむね適正な執行が行われているものと認められ、財産に関する事務についても適正に処理されておりました。事業の執行状況につきましては、11件の現地調査等を行いました。なお、おおむね適切に実施されており、非違の点は認められませんでした。しかしながら、決算審査を実施した中で、考究改善を促す事項として幾つか指摘をさせていただきます。

まず、昨年度も指摘をいたしました電気使用量の抑制についてですが、電気料金の高騰は

一旦は落ち着き、1年前から見ると電気使用量は大きく改善いたしました。しかし、国際情勢や物価、為替の変動、補助金削減等の状況によっては再び高騰することが予想されます。昨年度は特に学校施設でピークカット及び使用料抑制の双方に大きな改善が進められました。学校全体でSDGsに取り組んだ姿勢を評価したいと思います。

本庁舎につきましては、最大需要電力が冬場、特に1月に高くなります。電気使用料削減するには夏場のクールビズよりも冬場のウオームビズに組織的に取り組むことが肝要であるとデータが示しています。冬場の対策により年間の契約電力を抑制し、電気料金を大きく削減することが可能であるため、的を絞った対策で効果を上げていただくよう望みます。

次に、業務の外部委託についてですが、このことも前年度に指摘をいたしました。町行政の業務は多様化しており、大小の様々な業務委託が行われています。効果を生んでいるものがある一方、事業の目的、効果について疑問が感じられるものもあります。さらに昨今の社会問題として委託によりノウハウが庁内に蓄積されなくなり、人材が育たないという弊害があります。そのような中で第2期東吾妻町自殺対策推進計画を職員が内製したことについては、評価に値すると思います。

レセプト2次点検業務委託については、県から2次点検に加えて技術の更なる向上が求められています。引き続き点検の充実強化に努め、医療費抑制に尽力していただくよう望みます。

緊急通報システム設置事業は独居世帯を効率的に見守る事業であるため、関係機関との連携を強化し導入拡大に期待をいたします。

食による町おこし事業は一般町民主体の実行委員会を外部委託が力強く後押しすることが求められています。実行委員会の主体性を損ねず、より質の高い町のブランド化を目指していただきたいと思います。

財政が厳しくなる町政を考えると、安易な業務委託ではなく、苦勞しながらも内部から生み出される質の高い事業にしていく努力が求められます。特に総合計画や町の基幹となる各種計画などは委託に頼らず、町をよく知る職員が積極的に関与していくことを求めます。委託事業全般において効果を検証し、今後高い成果を得ていくことを期待いたします。

続いて、発信力の向上に関してですが、町単事業には効果的な事業であるにも関わらず、広く周知されていないこと等により利用が一部にとどまっている事例が少なくないように思われます。

自動車誤発進防止装置の補助事業は高齢運転者の事故防止に役立つものであり、ハッ場あ

がつま湖周辺地域のレンタサイクル事業は観光客や地元民の利用をより増やせる事業と考えますが、いずれも利用は極めて少ないのが現状です。

企業立地促進条例関連の奨励金交付事業は町内の産業振興、雇用促進等に寄与するものがありますが、9割以上が町内事業者による申請となっています。

展示やイベント事業については見る人、参加する人あってこそ企画であります。場所が人の目に触れる機会に乏しいところであったり、経費に対する収入の割合が低かったりするものも散見されました。多くの町民や観光客、町外へと利用者を広げることで好結果が期待される事業については、より一層の発信力向上、PRに努め、その事業効果を最大限に高めていただくよう望みます。

移住定住促進についてですが、危機的な人口減、少子高齢化が進み、特に若い世代の定着が大きな課題になる中で、移住定住促進については今後の町の将来を左右する事業であると考えます。継続的に事業推進を図ってきていますが、目立った成果が得られていないように思われます。単に定住物件を用意する、PRする、案内するという事業にとどまらず、この町に定住する動機づけとなるシナリオ作りや地域内外でのパートナーシップ強化など戦略的かつ物語性のある移住定住促進事業となるよう抜本的な事業再編を要望いたします。また、包括連携協定に基づく事業委託が定住促進事業に位置づけられていることには疑問が残ります。移住定住につながる事業推進を期待いたします。

続きまして、町有地の利活用についてです。

長年にわたり検討が行われてきたにも関わらず、その後の利活用が進んでいない町有地につきましては、それぞれ難しい問題を抱えていることは理解しつつも、できることから速やかに実行に移し、町民に見える形での利活用を望みます。役場旧庁舎跡地については移転の決定から現在まで多くの検討が行われてきましたが、年月の経過とともに様々な状況の変化が生じています。利活用についての方針も定まっていることから、検討から実行へと移す事業展開を期待いたします。

東総合運動場の東側町有地につきましては、周辺に民地が混在すること、公図と現況が一致しない公図混乱が伴っていること等がこの地域全体としての利活用が進まない原因とされています。用地買収や公図混乱の解消に向けて、具体的にどのような手だてを講ずるべきかを優先的に検討し、早期解決に努めていただくよう望みます。

榛名湖畔のふれあいの家については、樹木の伐採等、周囲の景観に配慮した改善が見られました。当施設は榛名湖畔の一等地にあり、施設も比較的きれいな状態で保たれているため、

仮設のトイレや仮設水道の設置、空き地や建物の軽微な整備、修繕等により高額の財政負担を伴うことなく早期のハイシーズン利用が可能になると思われます。文化的な活用や保養的な活用など当面多数の人々に当地を訪れてもらうことでこの地の良さをアピールしつつ、今後の利活用についてじっくりと検討を願います。

終わりに、令和5年度会計の決算全体を通した中での所感を述べさせていただきます。

少子高齢化のスピードは極めて速く、昨年策定した町の第2次総合計画後期基本計画で目指すとした2040年の町の人口1万人に対し、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では同年の人口は8,034人となっており、2020年からの20年間で63.1%にまで減少するとされています。特に深刻なのは15歳から64歳の生産年齢人口の減少で、同期間の人口は52.4%になると推計されています。

人口減少が進行した場合に想定される町や住民生活への具体的な影響については生活関連サービスの縮小、産業や雇用・医療・福祉対策への影響、行財政サービス水準の低下、地域コミュニティの機能低下等が考えられます。

近年では当町においても地域の担い手不足に起因する行政区や地区で役員の成り手不足が深刻化しており、行政の配付物や回覧に支障をきたし、行政区を抜きたいという動きまで見られるようになりました。コミュニティの共助機能低下で地域生活に影響が出てきています。このような状況下で慣例に基づいた対応や旧態依然の取組を行っていたのでは、変化する行政課題に対応することが難しくなっています。

近年ではAIの活用やDX推進により効率的かつ低コストで課題を解決するなど、行政サービスの向上や効率化、住民の利便性を高めるための取組が期待されています。最先端の技術にも目を向けつつ、これらの運用に当たっては高齢者への配慮や住民の協力も欠かすことができません。人口減少がもたらす問題には地域全体として立ち向かっていく必要があり、やるべきことを見極め、住民を巻き込んだ大胆な課題への取組を期待いたします。

それでは、令和5年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して正確に処理されており、計数は正確でありました。また、予算の執行についてもおおむね適正であると認められました。

なお、決算審査に併せて地方自治法第241条第5項の規定により、基金の運用審査を実施いたしましたところ、計数は関係書類と照合の結果、誤りないものと認められました。また、基金の管理及び運用についても設置目的に従って適正に行われ、誤りなきものと認められま

した。

令和6年8月8日、東吾妻町監査委員、剣持伊佐男、同じく齋藤貴史。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を予算決算特別委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

予算決算特別委員会においては9月12日までに審査が終了するようにお願いいたします。

会議の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開を2時25分といたします。

（午後 2時14分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午後 2時25分）

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、認定第2号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第2号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

事業勘定につきましては歳入総額14億9,853万2,365円、歳出総額14億9,684万8,218円、歳入歳出差引額168万4,147円となりました。実質収支額は168万4,147円となり、そのうち100万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの68万4,147円を翌年度に繰り越しております。

次に、施設勘定につきましては、歳入総額7,365万5,301円、歳出総額6,104万2,099円、歳入歳出差引額1,261万3,202円となりました。実質収支額は1,261万3,202円となり、これを翌年度に繰り越しております。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご認定をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、歳入であります。

1款国民健康保険税ですが、1項1目の一般被保険者国民健康保険税につきましては、1節医療給付費分（現年課税分）、2節後期高齢者支援金分（現年課税分）、3節介護納付金分（現年課税分）、4節医療給付費分（滞納繰越分）、5節後期高齢者支援金分（滞納繰越分）、6節介護納付金（滞納繰越分）を合わせ、収入済額2億5,538万3,218円、不納欠損額559万4,773円、収入未済額3,681万4,634円となりました。

続きまして、2目の退職被保険者等国民健康保険税は4節の医療給付費分（滞納繰越分）、5節の後期高齢者支援金分（滞納繰越分）、次のページとなりますが、6節の介護納付金分（滞納繰越分）を合わせ、収入済額はゼロ円、不納欠損額の合計は52万9,327円、収入未済額の合計は8,272円でした。これにより、1款国民健康保険税は収入済額2億5,538万3,218円、不納欠損額612万4,100円、収入未済額3,682万2,906円となりました。

7ページをお願いいたします。

3款国庫支出金です。2目の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、出産育児一

時金臨時補助金と合わせ、2万9,000円となりました。

4 款の執行はありませんでした。

5 款県支出金につきましては、1 項 1 目保険給付費等交付金のうち 1 節の普通交付金として10億5,229万7,824円と 9 ページのほうになりますが、2 節の特別交付金として4,419万9,000円の合計、こちら 8 ページのほうに記載になりますが、10億9,649万6,824円となりました。

続きまして、9 ページからをお願いいたします。

中ほどになりますが、6 款財産収入は基金積立金利子の1,524円でした。

次に、7 款繰入金です。1 目一般会計繰入金ですが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分及び保険者支援分、事務費繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定支援事業繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、次のページとなりますが、福祉医療波及分繰入金、産前産後保育料負担金繰入金、その合計といたしまして9,560万1,249円となりました。

11ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金は国民健康保険基金からの繰入金3,500万円でした。これにより 7 款繰入金は、10ページのほうに戻っていただいて、1 億3,060万1,249円となります。

8 款繰越金は前年度からの繰越金13万2,071円です。

9 款諸収入は一般被保険者延滞金と退職被保険者等延滞金の合計で103万4,780円でした。

続きまして、2 項雑入は一般被保険者第三者納付金1,021万3,897円で、9 款諸収入の収入済額は1,124万8,677円となります。

10款余剰金精算金は次のページの備考欄のほうをご覧くださいと思いますが、国民健康保険団体連合会の保険給付費等交付金の余剰金精算金463万9,802円です。

以上、歳入合計は14億9,853万2,365円となりました。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

1 款総務費です。備考欄をご覧くださいと思いますが、国民健康保険事業を維持管理するための 1 目一般管理費は、電算等処理に関する手数料や各電算システム保守点検として477万4,112円、2 目連合会負担金は群馬県国民健康保険団体連合会への負担金68万8,200円、その合計で 1 項総務管理費は546万2,312円です。2 項徴収費は産前産後の国保税免除措置に伴うシステム改修委託料や滞納対策・整理ソフトリースなどの148万3,127円です。3 項運営協議会費は国保運営協議会の委員報酬等で、10万7,555円となります。これらを合計し、

1 款総務費は705万2,994円となりました。

17ページをお願いいたします。

2 款保険給付費ですが、1 項療養諸費では一般被保険者療養給付費や一般被保険者療養給付費及び共同処理の審査手数料を合わせ、9 億2,374万8,577円、2 項高額療養費では一般被保険者高額療養費、一般被保険者高額介護合算療養費及び外来年間合算高額療養費を合わせ、1 億3,455万8,900円、3 項移送費の執行はありませんでした。4 項出産育児諸費では、出産育児一時金や19ページのほうになりますが、支出、その支払手数料を合わせまして250万1,050円、5 項葬祭費では145万円となりました。これらを合計し、2 項保険給付費は18ページの一番上のほうになりますが、10億6,225万8,527円となりました。

続きまして、3 款国民健康保険事業費納付金ですが、1 項 1 目一般被保険者医療給付費分2 億6,952万2,949円、2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分1 億236万7,637円、3 項 1 目介護納付金分2,689万2,558円を合わせ、3 款国民健康保険事業費納付金は3 億9,878万3,144円となりました。

続きまして、4 款保険事業費につきましては、健診や保健指導といった医療費適正化対策など被保険者の健康づくり等に要する経費となります。

1 款特定健康診査等事業費は主に集団健診に係る費用を含め、814万3,364円でした。

21ページのほうになりますが、2 項保健事業費、1 目の保健衛生普及費では特定健診の受診率向上や生活習慣病の重症化予防のため、保健指導に係る保健指導事業委託料などで484万9,963円、2 目疾病予防費では人間ドック委託料312万円を合わせ、796万9,963円となりました。

5 款基金積立金は利息の1,524円でした。

6 款諸支出金は被保険者への国保税還付金151万5,900円、概算で交付金を受け、結果に基づき県へ返還しました返還金517万8,802円、国保診療所へ直営施設勘定繰出金で594万4,000円の合計で1,263万8,702円となりました。

7 款の予備費の執行はありませんでした。

23ページをお願いいたします。

以上で、歳出の合計が14億9,684万8,218円となりました。

25ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、事業勘定における実質収支額は168万4,147円でした。実質収支額のうち国民健康保険基金の繰入金は100万円としております。

続いて、財産に関する調書です。年度末の基金残高は5,445万8,684円となりました。

続きまして、施設勘定に移らせていただきます。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の歳入歳出決算事項別明細書でご説明させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

最初に、歳入からお願いいたします。

1 款診療収入は1 項外来収入4,368万1,826円と2 項その他診療収入の248万5,510円の合計で4,616万7,336円となります。

2 款使用料及び手数料ですが、往診に使用しました車両代と診断書等の作成手数料を合わせて20万4,540円となります。

3 款県支出金は県補助金として7 ページのほうをお願いいたします。僻地診療施設の運営補助として特別調整交付金にかかる県補助金594万4,000円でございます。

4 款繰入金は1 項1 目一般会計からの繰入金542万5,000円と2 項1 目の国保特別会計（事業勘定）からの繰入金594万4,000円の合計で1,136万9,000円となります。

5 款繰越金は前年度繰越金945万1,209円です。

6 款諸収入は1 項1 目特定健康診査等受託料、町内と町外を合わせまして48万6,626円、2 項1 目雑入は衛生材料等の売却などで3 万2,590円、合計で51万9,216円となりました。

以上で、歳入合計は7,365万5,301円となります。

続いて、歳出になります。

9 ページをお願いいたします。

1 款総務費です。備考欄をお願いいたします。

職員人件費、一般職員3 名、会計年度任用職員1 名を含め3,501万1,965円、施設管理費は医事システム保守管理業務などを含む施設管理費用として370万7,901円の合計で3,871万9,866円となります。

2 款医業費、1 目医業管理費は、往診等に利用します庁用車のリース料や診察台などの購入で105万6,605円、2 目医療用機械器具費では心電図の結果を紙から電子データにするための心電計検査データ管理システム保守業務委託料や酸素ボンベや人工呼吸器を必要とする方への医療用酸素機器リース料で190万5,156円です。3 目医療用消耗機材費は112万3,453円、4 目医薬品衛生材料費1,596万1,438円、5 目検査費は115万531円、合計で2,119万7,183円となります。

3 款公債費は地方債返還のための元金と利息を合わせ112万5,050円となりました。

以上、歳出合計は6,104万2,099円となります。

15ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、施設勘定における実質収支額は1,261万3,202円です。財産に関する調書でございますが、土地、建物、物品はご覧のとおりとなります。

なお、往診で使用しておりました小型乗用車をリースに変えたため、財産がマイナス1 になってございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いします。

代表監査委員。

（代表監査委員 剣持伊佐男君 登壇）

○代表監査委員（剣持伊佐男君） 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して正確に処理されており、計数は正確でありました。また、本特別会計の決算に係る財務の処理は適正なものと認められました。

国民健康保険基金の決算年度末残高は大幅に減少しており、引き続き財政運営の主体である群馬県と連携協力し、健全な運営に努めていただきたいと思います。

令和6年8月8日、東吾妻町監査委員、剣持伊佐男、同じく齋藤貴史。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、認定第3号 令和5年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第3号 令和5年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額2億2,965万4,196円、歳出総額2億2,944万4,373円、歳入歳出差引額20万9,823円となりました。実質収支額は20万9,823円となり、これを翌年度に繰越ししてまいります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） それでは、5ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書をご覧くださいと思います。

歳入からお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は1項1目特別徴収保険料1億1,750万5,200円、2目普通徴収保険料4,347万6,200円を合わせ、収入済額1億6,098万1,400円、不納欠損額は11万2,700円、収入未済額はマイナスの10万3,600円となりました。

この収入未済額のマイナスは、後期高齢者医療特別徴収保険料の収入済額に含まれる還付未済額40万9,000円の超過徴収についてでございます。特別徴収は保険料を年金から引き落とす形で納めていただく仕組みになっておりますが、被保険者本人が死亡等の理由により還付になることがございます。その還付金の保険料がこちらに含まれているために超過が生じたものとなってございます。

続きまして、2款繰入金の1項1目事務費繰入金は両方合わせまして1,077万219円、2目保険基盤安定繰入金5,623万3,781円、合計で6,700万4,000円となります。

3 款諸収入は 1 項雑入ですが、後期高齢者医療広域連合の人間ドック助成金92万円、同じく広域連合から共通経費に係る負担金精算金に伴う超過分の返還金24万1,449円、2 項 1 目保険料還付金は同じく広域連合から被保険者の死亡や転出などによる保険料還付金43万4,600円、合計で159万6,049円でございます。

7 ページをお願いいたします。

4 款繰越金は前年度からの繰越金 7 万2,747円でございます。

以上、歳入合計は 2 億2,965万4,196円となります。

続いて、歳出をお願いいたします。9 ページになります。

1 款総務費ですが、1 項総務管理費は後期高齢者医療事務を管理するための一般管理費93万9,319円と 2 項徴収費は被保険者死亡や転出などによる還付やその関連の費用74万4,524円を合わせ、168万3,843円となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は広域連合共通経費事務費負担金、保険料負担金及び保険基盤安定負担金を合わせ、2 億2,686万530円となりました。

3 款保険給付事業費は、医療機関への人間ドック委託料90万円でございます。

4 款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は 2 億2,944万4,373円となりました。

11 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、実質収支額は20万9,823円でございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 剣持伊佐男君 登壇）

○代表監査委員（剣持伊佐男君） 令和 5 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告をいたします。

地方自治法第233条第 2 項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して正確に処理されており、計数は正確でありました。また、本特別会計の決算に係る財務の処理は適正なものと認められました。

引き続き制度運営の主体である群馬県後期高齢者医療広域連合と連携し、健全な運営に努めていただきたいと思います。

令和6年8月8日、東吾妻町監査委員、剣持伊佐男、同じく齋藤貴史。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては9月12日までに審査が終了しますようお願いいたします。

◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、認定第4号 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第4号 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は18億7,642万6,376円、歳出総額は17億7,600万8,597円で、歳入歳出差引額は1億41万7,779円となり、翌年度へ繰越しとなります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を申し上

げます。

5、6 ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入 1 款の保険料は65歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料です。保険料の徴収は原則年金からの天引きによる特別徴収でございますが、天引きできない方は普通徴収となっております。保険料の収入済額は 3 億5,599万6,400円でございますが、対前年度比0.32%の減となりました。収入未済額、いわゆる未納につきましては212万3,200円となっております。また、滞納繰越分のうち年度末には時効 2 年によりまして18名分、60万2,300円の不納欠損処理をさせていただいたところでございます。

3 款国庫支出金の 1 目 1 節介護給付費負担金、3 億2,078万5,310円でございますが、これは介護給付費に対する法定負担分で過不足は翌年度精算となります。

2 項の国庫補助金、1 目調整交付金 1 億1,051万円は保険給付費に対して約6.92%の交付となりました。2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）676万4,000円及び次ページをご覧くださいまして、3 目の同交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）1,174万8,660円も補助割合が定められておるものです。4 目の介護保険事業費補助金60万5,000円は介護報酬改定に伴うシステム改修補助金でございます。5 目の保険者機能強化推進交付金237万5,000円、6 目の介護保険保険者努力支援交付金292万5,000円は介護予防等の取組を強化した保険者に交付されたものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目 1 節の介護給付費交付金 4 億4,118万円は40歳から64歳までの第 2 号被保険者の保険料で、保険料負担割合は27%でございます。2 目の地域支援事業交付金741万1,000円も同様のものでございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目 1 節の介護給付費負担金 2 億3,235万4,000円につきましても、介護給付費に対する県の法定負担分でございます。2 項県補助金、次ページをお願いいたします、1 目 1 節地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）301万2,000円もそれぞれの補助割合に応じた交付となっております。

6 款財産収入は介護給付費準備基金積立金利子でございます。

7 款の繰入金、1 項一般会計繰入金 2 億4,218万1,801円は保険給付費や地域支援事業に対する町の法定負担分12.5%と、次ページの低所得者軽減措置介護認定審査会経費などの事務費分でございます。

8 款の諸収入と 9 款の繰越金は前年度の繰越金でございます。

歳入合計は対前年度比で0.93%減で18億7,642万6,376円となりました。

13、14ページの歳出をお願いいたします。

1 款の総務費、支出済額1,862万5,567円は事務的経費でございます。1 項総務管理費の一般管理費、備考欄の中段にあります高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料330万円は介護保険法で3 年を1 期として定められている介護保険事業計画に併せた見直しを行い、第9 期となる計画策定のための業務委託料でございます。2 項の介護認定審査会費1,165万5,890円は認定調査、審査に要する経費、4 項は保険料の賦課徴収の経費でございます。

2 款の保険給付費ですが、前年度より0.1%減の15億9,530万9,043円で会計全体の89.8%を占めております。要支援も含めて介護認定を受けている9 割近い方々が何らかの介護や介護予防サービスなどを利用している状況でございます。1 項の介護サービス等諸費14億8,059万6,491円は要介護者が利用したサービス費でございます、次ページをご覧ください、その費用の内訳が1 目から6 目までとなっております。こちら全体の前年度対比では100.1%とのことです。

2 項の介護予防サービス等諸費3,248万5,130円は要支援者が利用したサービス費でございます、その内訳が同様に1 目から17、18ページの5 目までとなっております。こちらの対前年比は109.3%でございます。

3 項その他諸費115万9,928円は審査支払手数料、4 項の高額介護サービス等費3,159万8,118円、5 項の高額医療合算介護サービス等費432万8,143円となります。

6 項の特定入所者介護サービス費4,514万1,233円、こちらは対前年比では87.1%となりますが、低所得者対策の一環として所得の低い施設入所者の食費と居住費の実費負担分を軽減した額であり、介護保険が負担するものでございます。

19、20ページをご覧ください。

3 款基金積立金5,300万3,344円は介護給付費準備基金へ積立てをいたしました。

4 款地域支援事業費3,374万8,060円は介護予防に関する事業が主なもので、地域包括支援センターのほうで実施をしております。1 項介護予防・生活支援サービス事業費から始まりまして、ずっと細かく事業がいろいろ出ておりますが、23、24ページまで続いておりまして、その4 項目までが予防のほうの各種事業となりますので、それぞれお読取りをいただければと思います。

23ページの5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金6,340万3,295円でございますが、前年度死亡等に伴う保険料の還付金と前年度精算に伴います県及び支払基金への返還金でござ

ざいます。2項の繰出金1,191万9,288円は前年度分の地域支援事業に係る精算分として一般会計に繰り出すものでございます。

歳出の合計は対前年度比0.84%増の17億7,600万8,597円となります。

25ページをお願いいたします。

実質収支額でございますが、1億41万7,779円となりました。

26ページのほうは財産に関する調書でございます。介護給付費準備基金の状況ですが、年度末の基金残高2億2,029万8,859円となりました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 剣持伊佐男君 登壇）

○代表監査委員（剣持伊佐男君） 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して正確に処理されており、計数は正確でありました。また、本特別会計の決算に係る財務の処理は適正なものと認められました。

なお、本制度は町民の介護ニーズに対応する町主体の保険制度であることから、適正なサービスの確保と給付を維持するため、事業者に対する指導にも配慮をお願いいたします。

令和6年8月8日、東吾妻町監査委員、剣持伊佐男、同じく齋藤貴史。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

説明の途中ですが、ここで休憩としたいと思います。

再開を3時20分といたします。

(午後 3時10分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午後 3時20分)

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、認定第5号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第5号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額3,316万5,284円、歳出総額3,302万7,551円、歳入歳出差引額は13万7,733円となり、翌年度に繰越しとなります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご認定をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、5ページ、6ページの歳入歳出決算事項別明細書をお願いいたします。

初めに歳入でございます。

2款財産収入につきましては、2項1目利子及び配当金収入済額として地域開発基金利子

190円の収入でございます。

3 款繰入金につきましては、1 項 1 目一般会計繰入金として宅地造成事業に対する繰入れが16万2,000円と発電事業に対する繰入れが9万3,000円、合計で25万5,000円。2 項 1 目地域開発基金繰入金には地域開発基金からの繰入金3,039万8,476円でございます。

一般会計及び地域開発基金からの繰入金を合算いたしますと、合計で3,065万3,476円でございます。

続いて、4 款繰越金につきましては、記載が次ページにまたがりませんが、備考欄、前年度からの繰越金が102万6,618円と繰越明許費繰越金が148万5,000円、合計で251万1,618円となりました。

続いて、歳出でございます。9 ページ、10ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目宅地造成事業費につきましては、盛土造成地に係る第2次スクリーニング調査に伴う委員報酬9万9,000円及び費用弁償2万3,885円、合計で12万2,885円の支出でございます。2 項 1 目発電事業費につきましては、地域開発基金への積立金190円、消費税納付金として9万2,000円、一般会計への繰出金3,132万7,476円、合計で3,141万9,666円となりました。

なお、一般会計への繰出金につきましては、発電事業及び情報通信事業を一般会計に移行することに伴う措置でございます。

3 項 1 目情報通信施設事業費につきましては、前年度からの繰越事業である光ケーブルの新規引込工事費67万1,000円と引込線の移転工事費81万4,000円、合計で148万5,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額3,316万5,284円、歳出総額3,302万7,551円、歳入歳出差引額13万7,733円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の13万7,733円となりました。

なお、12ページの財産に関する調書でございますが、発電事業の一般会計への移行に伴い、これに係る土地の管理に関しましても併せて移行するものでございます。また、地域開発基金につきましても発電事業に係る基金財産につきまして、新たに小水力発電基金を創設し、そちらへ移し替えたものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

(代表監査委員 剣持伊佐男君 登壇)

○代表監査委員(剣持伊佐男君) 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して正確に処理されており、計数は正確でありました。また、本特別会計の決算に係る財務の処理は適正なものと認められました。

令和6年8月8日、東吾妻町監査委員、剣持伊佐男、同じく齋藤貴史。

以上です。

○議長(佐藤聡一君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(佐藤聡一君) 日程第13、認定第6号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第6号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認

定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は4億8,681万260円、歳出の総額は4億9,783万2,744円でございます。

なお、差引歳入歳出不足額1,102万2,484円は下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による事業会計に引き継ぎました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、決算書の5ページ、6ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。初めに歳入でございます。

1款分担金及び負担金ですが、収入済額が362万3,000円です。農業集落排水岩下・矢倉地区の分担金、公共下水道負担金でございます。

続いて、第2款使用料及び手数料ですが、収入済額が1億4,840万4,615円で公共下水浄化槽・農業集落排水の使用料現年度分と滞納繰越分、それから、浄化槽の汚泥引き抜き清掃料でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

3款国庫支出金でございます。2,250万5,000円です。公共下水道事業国庫補助金と浄化槽市町村整備事業国庫補助金でございます。

続いて、4款県支出金ですが、浄化槽市町村整備事業県補助金として347万円です。単独浄化槽、くみ取り浄化槽からの合併浄化槽への転換事業費の補助金でございます。

5款繰入金ですが、一般会計繰入金と浄化槽整備事業基金繰入金で2億1,130万5,833円でございます。

第6款繰越金は前年度繰越金です。

7款諸収入は収入済額978万2,428円です。

9ページ、10ページをお願いいたします。

浄化槽積立金利子、公共下水道事業雑入、浄化槽移設補償金、農業集落排水雑入、浄化槽附帯工事費などでございます。

8款町債には収入済額8,200万円でございます。下水道事業債、過疎債、次のページの資本費平準化債の合計になります。

以上、歳入合計は4億8,681万260円となりました。

続きまして、13ページ、14ページの歳出でございます。

1款総務費です。1項1目の一般管理費は職員4名分の人件費と事務的な経常経費でございます。

2款建設費、1項1目建設事業費は5,144万1,301円となりました。各事業ごとに備考欄に記載をしております。

初めに、公共下水道事業費ですが、支出額は58万3,073円です。消耗品費や新規取付管工事、庁用車の修繕料、燃料費などが主な支出でございます。

次に、浄化槽整備事業費でございます。支出額は5,045万8,814円です。主な支出としましては、浄化槽設置工事3,828万円のほか撤去工事費、上水道工事に伴う設置工事や撤去工事などになります。

次ページをお願いいたします。

浄化槽排水設備工事費負担補助金358万2,000円、これは21件に補助金を支出をしております。農業集落排水箱島・岡崎地区は消耗品費、協議会費の支出でございます。農業集落排水岩下・矢倉地区は新規取付管設置工事が主な支出になります。

続きまして、3款の施設費でございます。1項1目施設管理費の支出済額は1億7,823万4,771円です。ここではそれぞれの施設の維持管理費に要した修繕費や保守点検管理業務委託料などを計上しております。

備考欄をご覧ください。

初めに、公共下水道事業費ですが、4,834万9,933円です。主な支出としまして、処理場電気料と委託料の処理場管路維持管理業務委託料、脱水汚泥運搬処分業務委託料、雨水管理総合計画策定業務委託などになります。

次ページをお願いいたします。

工事費としまして、吾妻浄化センターポンプ関連の更新工事やマンホール蓋交換工事、また負担金の料金徴収事務委託負担金や公課費の消費税納付金などがございます。

次に、浄化槽の整備事業費ですが8,999万142円で、主な支出としましては浄化槽の本体、部品等の修繕料や検査手数料、浄化槽保守点検業務委託料、清掃業務委託料などになります。

次に、農業集落排水箱島・岡崎地区ですが、2,116万9,515円の支出で、主な支出としましては、処理場の電気料、それから、処理場管路維持管理業務委託料、通報装置FOMAアダプター更新工事や、消費税の納付金などがございます。

次のページをお願いいたします。

農業集落排水岩下・矢倉地区ですが、支出は1,872万5,181円で主な支出としまして処理場の電気料、処理場管路維持管理業務委託料などになります。

次に、4款の公債費ですが、1項1目の元金、2目の利子を合わせまして支出済額2億4,386万9,017円でございます。

最後に、21、22ページになりますけれども、5款の予備費でございます。執行はございませんでした。

以上、歳出合計は4億9,783万2,744円となりました。

23ページの実質収支に関する調書でございますが、実質収支額はマイナスの1,102万2,484円でございます。このマイナスの不足分につきましては、先ほど町長の提案理由にもございますけれども、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴いまして、同法の規定による事業会計に引き継ぎを行ってございます。

それから、24、25ページに財産に関する調書が記載をされてございますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 剣持伊佐男君 登壇）

○代表監査委員（剣持伊佐男君） 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して正確に処理されており、計数は正確でありました。また、本特別会計の決算に係る財務の処理は適正なものと認められました。

なお、下水道事業の公営企業会計への移行に伴い、さらなる使用料収入の未済額の縮減及び汚水処理人口普及率の向上に努めていただきたくお願いいたします。

令和6年8月8日、東吾妻町監査委員、剣持伊佐男、同じく齋藤貴史。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、認定第7号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第7号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は1億8,760万209円、歳出の総額は1億8,618万4,329円でございます。

なお、歳入歳出差引残額は141万5,880円は簡易水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による事業会計に引き継ぎました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、簡易水道の5ページ、6ページをお願いいたします。

事項別明細書のほうでご説明をさせていただきます。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目簡易水道加入分担金として11万円の収入でございます。

次に、2 款使用料及び手数料ですが、収入済額2,773万5,036円でございます。内訳としましては、簡易水道使用量の現年分、過年度分、メーター使用量の現年度分、過年度分でございます。

3 款県支出金、災害に強い水道づくり促進費補助金が593万4,000円でございます。箱島地内で老朽管の布設替え工事を実施をしました。

4 款繰入金は、一般会計繰入金で3,871万5,000円でございます。

5 款繰越金は前年度繰越金です。

6 款諸収入は610万9,289円です。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

内訳としまして、上水道建設に伴う水道管の移設補償、消費税の還付金、水道配水本管の破裂賠償金でございます。

7 款町債でございますが、簡易水道事業債と過疎債を合わせまして、1 億10万円でございます。

以上、歳入合計は1 億8,760万209円となりました。

続きまして、歳出でございます。

9 ページ、10ページをお願いいたします。

1 款簡易水道費、1 項 1 目維持管理費、支出済額 1 億6,264万1,920円でございます。施設全体の維持管理費に係る費用でございます。1 節の報酬は水道事業等運営審議会委員の報酬14名分です。2 節の給与から 4 節の共済費は職員 2 名分の人件費になります。7 節報償費は簡易水道17給水区の水質検査の謝金でございます。8 節旅費は運営審議会委員さんの旅費、費用弁償でございます。10節需用費は1,783万56円で、主なものとしましては電気料、これは簡易水道施設17給水区の水源と配水池の電気料でございます。あとは、調査等修繕料は配水管の漏水修繕費や施設の修繕費などになります。11節役務費ですが、337万5,799円です。主なものとしましては、水質検査手数料で毎月の基本検査料以外の原水全項目、上水全項目検査等の手数料でございます。12節委託料ですが、997万550円です。主なものとしましては、上水道建設工事に伴う設計業務委託、新巻インターチェンジ建設工事に伴う配水管布設替設計業務委託、水道検針委託料、それから、配水池内清掃業務委託料などでございます。

次ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料でございますが、配水池等の施設の土地借上料、公用車リース料に

なります。14節工事請負費でございますが、1億1,524万4,800円です。内訳としまして、箱島給水区配水本管布設替工事、簡易水道施設監視装置設置工事、それから、簡易水道施設監視装置LTE化工事、田谷給水区配水池水位管理電極設置工事、田谷給水区送配水管布設替工事、平沢給水区の導水管の仮設、それから、本設工事などでございます。15節原材料費は配水管等の修理用の部材でございます。17節備品購入費は交換用のメーターや発電機の購入費でございます。18節負担金は退職手当組合負担金、郡水道協会費負担金や水道料、水道料金徴収事務委託負担金になります。26節公課費は庁用車車検の自動車重量税でございます。

2款の公債費ですが、1目の元金、2目の利子を合わせまして2,354万2,409円でございます。

以上、歳出合計1億8,618万4,329円となりました。

13ページの実質収支に関する調書でございますが、実質収支額141万5,880円でございます。この残額につきましては、簡易水道事業について公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による事業会計に引き継ぎを行ってございます。

それから、14ページには財産に関する調書が記載してありますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 剣持伊佐男君 登壇）

○代表監査委員（剣持伊佐男君） 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して正確に処理されており、計数は正確でありました。また、本特別会計の決算に係る財務の処理は適正なものと認められました。

なお、簡易水道事業の公営企業会計への移行に伴い、さらなる経営努力と使用料収入の未済額縮減に努力をお願いいたします。

令和6年8月8日、東吾妻町監査委員、剣持伊佐男、同じく齋藤貴史。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第15、認定第8号 令和5年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第8号 令和5年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入は水道事業収益2億1,359万9,744円、収益的支出は水道事業費用1億8,104万8,413円でございます。

営業活動から生ずる未処分利益剰余金1,772万109円は減債積立金へ積み立てるものいたします。

資本的収入は4,813万3,600円、資本的支出は1億9,244万1,538円となり、不足する額1億4,430万7,938円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、当年度分利益剰余金処分別、減災積立金及び建設改良積立金で補填をいたしました。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、別冊の水道事業の決算認定についてご説明をさせていただきます。

初めに、決算報告書の2ページ、3ページをお願いいたします。

(1) 番の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益の決算額は2億1,359万9,744円でございます。支出の第1款の水道事業費用は1億8,104万8,413円でございます。

続いて、ちょっと飛びまして、7ページをお願いいたします。

水道事業の損益計算書でございます。こちらは税抜き表示となっております。

最初1番の営業費用の合計が1億4,358万9,473円で、2の営業費用の合計が1億7,082万5,557円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業損益が2,723万6,084円となりました。3番の営業外収益は5,254万3,186円でした。営業外収益から営業外費用を差し引いた経常利益が1,772万109円となり、当年度純利益は1,772万109円となりました。前年度繰越利益剰余金が2億5,809万6,741円で、その他未処分利益剰余金変動額が7,060万2,776円ございますので、当年度未処分利益剰余金は3億4,641万9,626円となりました。

次に、4ページ、5ページに戻っていただきまして、(2)の資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入の決算額は4,813万3,600円で支出の第1款資本的支出の決算額は1億9,244万1,538円となりました。

なお、4ページの欄外に記載にありますとおり資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億4,430万7,938円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額560万305円、当年度損益勘定留保資金6,462万1,806円、当年度利益剰余金処分数額348万3,051円、減債積立金及び建設改良積立金7,060万2,776円で補填をいたしました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

令和5年度水道事業剰余金の計算書でございます。利益剰余金の処分ですが、決算の認定に合わせ、未処分利益剰余金の処分について議会の議決を受ける案件といたしまして、8ページ下段の表、水道事業剰余金処分計算書（案）にありますとおり当年度末の未処分利益剰余金3億4,641万9,626円について、剰余金の中に含まれる当年度純利益1,772万109円につきましては、減債積立金へ積み立てるものといたします。よろしくをお願いいたします。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。10ページの最下段の資産合計は、年度末における保有財産の額を表しております。固定資産、流動資産を合わせて23億2,599万1,343円でございます。

11ページの負債及び資本でございますが、これは資本を取得するための資金の調達元を表しておりまして、負債は将来返さなければならないもの、資本は返さなくてもよいものでございます。よって、負債と資本の合計額は資産の額と同額になります。

これ以降につきましては、決算の附属書類となります。

12ページをお願いいたします。

東吾妻町水道事業の報告書でございます。

1、概要(1)総括の営業状況でございますが、令和4年度との比較でございます。令和5年度は加入戸数、給水戸数は若干増加をしておりますが、給水人口は減少しております。配水量、有収水量も減少している状況です。有収率につきましては、総配水量が減少しているものの有収水量も減少したため、0.1%の増加となっております。

次に建設改良の状況ですが、県道改良工事に伴う水道本管の布設替え工事2件、老朽管布設替え工事1件、上信道建設工事に伴う配水本管布設替え工事が1件完了してございます。

次の経理の状況でございますが、先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。

次に、給水収益の収納状況です。令和5年度調定額は1億4,655万6,151円に対し、収納額は1億4,487万3,751円で行いました。収納率は88.85%で行いました。

それから、(2)の議会議決事項、13ページの行政官庁認可事項及び職員に関する事項につきましては、ご覧のとおりでございます。

次に、14ページの2の工事でございますが、建設改良工事の内容でございます。

次に、15ページの3業務の(1)業務量でございますが、先ほど12ページでちょっと説明をさせていただいた営業状況とほぼ同じでございますが、前年度との比較、増減比率を掲載しております。表の下、給水単価が131円23銭、給水原価が153円61銭となっております。

次に、16ページでございますが、(2)事業収入に関する事項及び(3)事業費に関する事項につきましては、対前年度との比較となっておりますのでご覧をいただきたいと思います。

次の17ページの会計の4、補助金の概要でございますが、一般会計より収益的収支において3,000万円を受け入れ、677万5,164円を企業債の償還金利息に2,322万4,836円を配水管等修繕費等にそれぞれ充当をいたしました。

それから、18ページをお願いします。

水道事業のキャッシュフロー計算書でございます。資金の流れを明記をしてございます。
年度末の現金及び預金同等物の期末残高は2,268万3,795円となります。

19ページからは水道事業の収益費用明細書になります。こちらは税抜き表示となっております。
事業収益の明細を掲載をしてございます。

それから、20ページから21ページまでは水道事業費用の明細書でございます。この明細
は7ページの損益計算書にも連動をしてございます。

それから、22ページは資本的収支の明細書になります。こちらは税込みの金額で表示を
してございます。ご覧をいただきたいと思います。

また、23ページには固定資産の明細書、24ページ以降は企業債の明細書を記載してござ
いますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 剣持伊佐男君 登壇）

○代表監査委員（剣持伊佐男君） 令和5年度東吾妻町水道事業決算審査の結果について報告
をいたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と
照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して正確に処理されており、計数は正確で
ありました。また、収益的収支及び資本的収支についての経理はいずれも適正なものと認め
られました。

なお、長年の懸案事項でありました水道料金の改定について町の広報に水だよりを掲載し、
町民に周知徹底を図った上で条例改正を行うなど、経営安定化に努めたことは一定の評価に
値するものでありますが、有収率80.3%の改善や石綿管の布設替え等今後もさらなる課題
解決に努めていただきたくお願いいたします。

令和6年8月8日、東吾妻町監査委員、剣持伊佐男、同じく齋藤貴史。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日9月4日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 4時01分）

令和 6 年 9 月 4 日（水曜日）

（第 2 号）

令和6年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月4日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第 6号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 7号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 8号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 9号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第10号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第12号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第 2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 3号 令和6年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 4号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 5号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 第14 請願書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 佐 藤 聡 一 君

3 番 増 子 京 子 君

5 番 井 上 日出来 君

2 番 齋 藤 貴 史 君

4 番 渡 一 美 君

6 番 高 橋 弘 君

7 番 高 橋 徳 樹 君

8 番 里 見 武 男 君

9 番 小 林 光 一 君

10 番 重 野 能 之 君

欠席議員（1名）

11 番 竹 渕 博 行 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	石 村 文 明 君
教 育 長	茂 木 一 弘 君	総 務 課 長	酒 井 文 彰 君
企 画 課 長	寺 嶋 正 春 君	まちづくり 推進 課 長	玉 橋 晃 君
保健福祉課長	小 池 さつき 君	町 民 課 長	谷 直 樹 君
税 務 課 長	堀 込 恒 弘 君	農 林 課 長	白 石 彰 久 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	関 和 夫 君	学校教育課長	水 出 悟 君
社会教育課長	角 田 良 信 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西 山 孝 弘
議会事務局 会計年度 任用職員	田 中 すずの

議会事務局 補佐	西 巻 雅 子
-------------	---------

◎開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） 皆様、おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

なお、竹淵議員からは体調不良により、本日から日曜日まで、5日間欠席届が出ておりますので申し添えます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、議案第6号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第6号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正案は、地方自治法等の改正に伴う条ずれにより引用する諸条例について改正をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださるよう

よろしく願いを申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） お世話になります。よろしく願いいたします。

それでは、議案第6号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の一部改正の要点につきましては、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令に伴いまして、同法令に条ずれが生じたことにより、ここから条文を引用している4件の条例につきまして、引用箇所を全て改めるものでございます。

それでは、改め文をご覧ください。

改正の対象となる条例は、第1条から第4条までに記載の東吾妻町監査委員条例、東吾妻町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、東吾妻町水道事業の設置等に関する条例、東吾妻町下水道事業の設置等に関する条例、以上の4条例でございます。

改正内容といたしましては、それぞれの条例中で引用されております地方自治法の第243条の2を第243条の2の7に、第243条の2の2を第243条の2の8に、地方自治法施行令の第173条を第173条の4に改めるものでございます。

新旧対照表につきましては、左側改正後の条文中に改正箇所を下線で示したものになっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

なお、本条例の施行は公布の日からとなります。

本一部改正条例の条例案の議決をもって改正内容が4件の条例全てに反映され、それぞれの条例が1度に改正されるものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、議案第7号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の内容は、健康保険法の改正により、健康保険証が電子化されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 今回の改正につきましては、町長の提案理由のとおりでございます。新旧対照表のほうをご覧ください。

福祉医療費の定義を定めております第2条、それに続く第3条、第6条第1項、次のページの第7条第1項、第8条につきましては、健康保険法の改正に伴う字句の整理等でございます。第6条第2項と第7条第2項の間におきましては、受給資格者証及び減額認定証の提示と支給対象額の記述の整理がございまして、こちらに表記のと通りの改正となります。

主な内容としては、健康保険証によって受給資格の確認をしていた部分が原則としてマイナンバーカードを利用した確認となるもので、施行日も法改正と同じく本年12月2日としております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、議案第8号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険の被保険者証の廃止が令和6年12月2日から施行され、国民健康保険の被保険者証も廃止となるため、規定する東吾妻町国民健康保険条例について所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは、本議案につきまして、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、健康保険の被保険者証の廃止が令和6年12月2日から施行されます。

これに併せ、国民健康保険の被保険者証も廃止となるため、国民健康保険の被保険者証について規定しています東吾妻町国民健康保険条例についても所要の改正が必要となるため、一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

東吾妻町国民健康保険条例第13条に国民健康保険法に基づく罰則規定をしておりますが、改正法により国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることとなったため、同項に基づく町条例第13条から削除するものでございます。

1枚戻っていただきまして、改正文をご覧ください。

附則として1項に施行期日を令和6年12月2日施行とし、2項を経過措置といたしました。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、議案第9号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本年第2回臨時会において、地方税法等の一部を改正する法律の施行に合わせて専決処分をした税条例の一部改正について承認をいただきましたが、今回の改正は専決処分した4月1日施行分以外、関係規定を法改正に併せて改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） よろしくお願いいたします。

詳細についてご説明申し上げます。

今回の改正は、町長提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分のご承認をいただきました改正規定以外の関係規定を法改正に併せて改めるものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第34条の7第1項は公益信託制度改革に伴う公益信託に関する法律の改正により、寄附金税額控除の対象に公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加するものでございます。

次に、第56条は私立学校法の改正に伴い、条文中の条項ずれを改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正前の段になりますが、附則第4条の2は公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例を規定する地方税法附則第3条の2の4の改正によりまして、削除するものでございます。

戻りまして改め文の附則をご覧ください。

第1条の施行期日でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございますが、第34条の7第1項及び附則第4条の2の改正規定並びに経過措置を規定する次条の規定につきましては、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、議案第10号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和7年度国民健康保険税の税率改正について、国民健康保険運営協議会重野能之会長に諮問しておりましたが、その答申を8月6日に頂戴をいたしました。答申では、当町の国民健康保険事業の運営において、財政状況が厳しく将来にわたり国民健康保険を堅持していくことが難しくなると危惧をされ、今後も町民の健康や暮らしを守り、引き続き安定した国民健康保険運営をするために、国民健康保険の税率の見直しを付すので、十分な配慮の上実施されたいとのご意見とともに、見直し後の所得割率、均等割額及び平等割額のご提示をいただきました。

今回の改正はその答申にのっとり、令和7年度からの国民健康保険税率等を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） 詳細についてご説明申し上げます。

今回の改正は、町長提案説明のとおり、国民健康保険運営協議会長からご提出をいただきました答申にのっとり、令和7年度からの国民健康保険税率等を改めるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

始めに、第3条は被保険者に係る基礎課税額、一般的に医療給付費分と言われるところですが、その基礎課税額の所得割額を算定するのに用いる所得割率について、改正前の100分の6.20を改正後は100分の7.10に改めるものでございます。

第5条は基礎課税額の被保険者均等割額を2万5,000円から3万円に改めるものでございます。第5条の2は基礎課税額の世帯別平等割額の規定でございます。第1号では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割額を2万1,000円に、第2号では特定世帯の世帯別平等割額を1万500円に、第3号では特定継続世帯の世帯別平等割額を1万5,750円に、それぞれ改めております。

条文中の特定世帯とは、国保加入者が1人だけの世帯のうち、後期高齢者医療制度の適用により国保資格を喪失したもので、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する者がいる世帯のことでございます。

また、特定継続世帯とは、5年を経過しても特定世帯の状況が継続している世帯のことでございます。

2ページをお願いいたします。

第6条は後期高齢者支援金等課税額の所得割額を算定するのに用いる所得割率について、改正前の100分の2.50を改正後は100分の3.00に改めるものでございます。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を9,800円から1万2,000円に改めるものでございます。第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の規定でございます。第1号では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を8,000円に、第2号では特定世帯を4,000円に、第3号では特定継続世帯を6,000円に、それぞれ改めております。

第8条は介護納付金課税被保険者に係る所得割額を算定するのに用いる所得割率について、改正前の100分の2.20を改正後は100分の2.45に改めるものでございます。

第9条の2は介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を1万1,000円から1万2,000円に改めるものでございます。第9条の3は介護納付金課税被保険者に係る世代別平

等割額を5,200円から6,000円に改めるものでございます。

次に、第23条でございますが、この第23条は国民健康保険税の減額規定でございます。

3 ページをお願いいたします。

第23条第1項第1号は各算定額に乗ずる割合を100分の7とする規定でございます。アは基礎課税額の被保険者均等割額を、イは基礎課税額の世帯別平等割額を、ウは後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を、次ページになりますが、エは後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を、オは介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を、カは介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を、それぞれ改正後の金額に改めるものでございます。

次に、4 ページの第2号は各算定額に乗ずる割合を100分の5とする規定でございます。第1号同様に、アから次ページに渡りますカの区分により、それぞれ改正後の金額に改めるものでございます。5 ページの第3号は各算定額に乗ずる割合を10分の2とする規定でございます。第1号、第2号同様にアからカの区分により、それぞれ改正後の金額に改めるものでございます。

続いて、第2項でございますが、第2項は未就学児に対する減額規定でございます。

6 ページをお願いいたします。

第1号では基礎課税額の被保険者均等割額についてアからエの区分により、第2号では後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について同じくアからエの区分により、それぞれ改正後の金額に改めるものでございます。

戻りまして、改め文の附則をお願いいたします。

第1項の施行期日でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。第2項は改正条例施行に伴う適用区分を規定いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第6、議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案は、少子化対策の一つとして児童福祉施設の設置及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことから、家庭的保育事業等における児童に対する職員の配置基準を見直すものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） よろしく申し上げます。

家庭的保育事業等には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がございます。

今回は内閣府令によりまして、それぞれの運営に関する最低基準が定められておりますが、こちらを改正するものでございます。特に今回は、小規模保育事業、事業所内保育事業に関して児童に対する職員の配置基準が従うべき基準として見直されたことから、この改正条例を提案するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第30条は小規模保育事業所A型における職員の配置基準となっており、第2項第3号では、3歳児20人に対して1人の保育士の配置を、3歳児15人に対して1人の配置に改め、第4号では、4歳児以上30人に対して1人の保育士の配置を4歳児25人に対して1人の配置に改めるものでございます。

次に、第32条は小規模保育事業所B型における職員の配置基準となっており、第2項第3号では3歳児20人に対して1人の保育従事者の配置を3歳児15人に対して1人の配置に改め、第4号では4歳児以上30人に対して1人の保育従事者の配置を4歳児以上25人に対して1人の配置に改めるものでございます。

第45条は保育所型事業所内保育事業所における職員の配置基準で、第30条と同様に保育

士の配置基準を改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第48条は小規模型事業所内保育事業所における職員の配置基準で、第32条と同様に保育従事者の配置基準を改めるものでございます。

なお、当町にはこの条例に該当する事業所また事業者は現在ございません。

条例の施行は公布の日からということで考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第7、議案第12号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案は、現行のさかうえ児童クラブの施設の老朽化による移転整備に伴い、所在地を変更するものでございます。

また、あづま児童クラブは利用児童数などを考慮して現状に即す形で定員を変更するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 新旧対照表をご覧ください。

まず、あづま児童クラブの定員でございますが、現状の利用者数、今後の状況を考慮して

現在の35人から25人に定員を変更するものでございます。

次に、さかうえ児童クラブの位置でございますが、施設の移転整備に伴い、現在の本宿445番地1から坂上小学校西側の本宿412番地に変更するものでございます。

条例の施行は令和6年9月30日とし、あづま児童クラブの定員規定につきましては令和7年4月1日を予定しておるところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第8、議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに3,610万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億1,573万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきまして、歳入は令和5年度決算額の確定に伴う前年度繰越金、国庫支出金、諸収入、町債への増などが主な内容でございます。歳出は各種事業の追加等のほか、8月4日と7日の集中豪雨による災害復旧事業の追加などを予算計上しております。

そのほかに、繰越明許費の設定、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） よろしくお願いいたします。

一般会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は予算の総額を定めるほか、款項の区分ごとの金額を定めるものでございます。

第 2 条は繰越明許費を追加補正することを定めるものでございます。

第 3 条は地方債を変更補正するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表の繰越明許費補正でございますが、1 件の事業について繰越明許費を設定するものでございます。

第 3 表の地方債補正でございますが、2 件の事業について地方債の限度額を変更するものでございます。

7 ページの事項別明細書をご覧ください。

歳入です。

15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、時間外窓口でのマイナンバーカード交付に関わる時間外勤務手当として、マイナンバーカード交付事務費補助金 10 万 5,000 円を追加するものです。

2 目民生費国庫補助金は、児童手当制度改正に伴い一部事務組合のシステム改修に関わる費用負担分として子ども・子育て支援事業費補助金 21 万 9,000 円を追加するものでございます。

19 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、7,922 万 5,000 円を減額するものです。

20 款 1 項 1 目繰越金は、前年度決算の確定に伴い 9,976 万 9,000 円を追加するものでございます。

21 款 4 項 6 目雑入は、多目的機能支払交付金過年度返還金 9 万 1,000 円と、上信道事業で支障となる光ファイバー移設のため、群馬県からの情報通信事業移転補償費として 815 万円の合計 824 万 1,000 円を追加するものです。

22 款 1 項町債は、3 目農林水産業事業債で 500 万円の追加と、次の 8 ページをお願いします、5 目教育債で 200 万円を追加し、合計 700 万円追加するものでございます。

以上が歳入となります。

続きまして、歳出でございます、9 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 3 目財政管理費につきましては、時間外勤務手当 6 万 9,000 円追加のお願いでございます。

9 目企画費につきましては、児童手当制度改正に伴う吾妻広域圏振興整備組合のシステム改修に関わる負担金等で 12 万 6,000 円追加のお願いでございます。

これ以降は担当課長よりそれぞれ説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、11目支所費総額で835万9,000円の追加でございます。

まず、支所管理事業は、地域開発事業特別会計への繰出金20万9,000円を追加するものでございます。

理由といたしましては、今年度実施中であります岡崎地区岩久保住宅団地の地滑動崩落対策工法検討業務委託に際する群馬県からの宅地耐震化推進事業補助金が34万5,000円減額となったことから、事業費の不足分を補うために一般会計から地域開発事業特別会計に繰り出すものでございます。

この内容につきましては、地域特会歳入補正予算にも関連がございますので、詳細につきましてはそちらのほうで説明を加えさせていただきます。

次に、情報通信事業工事請負費815万円の追加でございます。

上信自動車道建設工事に伴うあづまケーブルテレビの光ファイバーケーブル移転工事費につきまして、当初の見込みよりも工事費が増額になったことに伴い、不足分を追加するものでございます。

なお、財源といたしましては、群馬県より支障移転補償費として100%の歳入が見込まれるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 2款3項1目戸籍住民基本台帳費です。

説明欄をご覧ください。

マイナンバーカードの受付時間の延長や休日受付実施に伴う職員の時間外手当と戸籍発行専用プリンターの予備トナーの購入代を合わせ16万8,000円の増額のお願いです。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 10ページをお願いいたします。

3款民生費、1項2目障害福祉費、障害児者総合支援事業、障害者自立相談支援事業費負担金34万8,000円は、吾妻広域町村圏振興整備組合に委ねている事業におきまして、相談員の人事異動があったことによる人件費の追加分でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続きまして、6目国民健康保険費です。国民健康保険特別会計事業勘定へ、109万8,000円の繰出金となります。

詳細は、特別会計にてご説明させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4款衛生費、1項2目予防費、定期予防接種事業9万円の追加でございますが、令和5年度分の風疹予防接種費用において生じた返還金が確定したことによるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続きまして、4款2項1目清掃総務費です。吾妻東部衛生施設組合へ、児童手当制度の改正に伴う関係システムの改修への負担金9万4,000円増額のお願いとなります。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） お世話になります。

11ページをお願いします。

6款1項6目農地費の町単小規模土地改良事業375万円の追加は、大雨による水路、農道、農地などの復旧に係る原材料支給事業と町単小規模土地改良補助金の追加のお願いでございます。多面的機能支払交付金事業につきましては、事業補助金の返還6万9,000円のお願いでございます。

続きまして、2項2目の林業基盤整備費につきましては、林道吾嬬山線の工事に伴う工事車両の通行で傷めた町道5195号線において、群馬県が行う補修工事の町負担金500万円追加のお願いでございます。

施工場所につきましては、原町平沢区長と相談し決定するとのことでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） お世話になります。

7款1項3目観光費の工事請負費でございます。

8月7日の豪雨により吾妻峡のハイキングコースで土砂崩れが発生しました。歩道、手すりパイプ、またチェーン等の破損と倒木が発生しましたので、復旧に伴う工事費としまして100万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 12ページをお願いいたします。

9款1項3目防災費に工事請負費80万円の追加でございます。

内容は、Jアラート受信アンテナの設置工事費となります。現在県内全市町村で利用している防災情報通信ネットワークシステムの対応年数が迫っていると同時に、システム自体も第2世代から第3世代へと全国的に更新が進んでいる状況です。このような状況の中で、群馬県でも令和7年度から8年度にかけてシステムを全て更新していく計画であります。これに伴って、県内全ての市町村におきまして、事前に新システムに対応可能なJアラート受信アンテナを設置しておく必要がございます。そのための必須工事となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 10款2項1目小学校学校管理費は、校舎等の修繕費や工事費331万円の増額でございます。

3項1目中学校学校管理費は、校舎の修繕費150万円の増額でございます。

4項1目こども園管理費は、園舎の修繕費25万円の増額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 13ページをお願いします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費7万8,000円の追加のお願いでございます。

吾妻郡社会教育振興会の事務局員が替わり、通勤手当の増額による補正でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 11款2項2目道路復旧費1,000万円の追加のお願いでございます。

8月4日、7日の豪雨による道路復旧事業の増額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

事業勘定の補正案でございますが、歳入歳出をそれぞれ78万2,000円増額し、予算の総額を15億6,149万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） それでは、5ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入ですが、7款1項1目一般会計繰入金は、事務費繰入金109万8,000円を追加するものでございます。

8款繰越金は前年度繰越金の確定により、31万6,000円を減額するものでございます。

続いて、歳出ですが、1款1項1目一般管理費は、一般管理費78万2,000円の追加のお願いでございます。国民健康保険資格確認書印刷代の追加や、国民健康保険被保険者への加入情報等の確認を行うための委託料を減額し、通信運搬費で普通郵便代と特定郵便代の追加をお願いするものでございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、議案第3号 令和6年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和6年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和5年度分の国庫・県支出金及び支払基金交付金の精算と前年度繰越金の確定に伴うものが主なもので、9,016万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億6,308万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） それでは、ご説明を申し上げます。

4ページの事項別明細書の歳入欄をご覧ください。

8款繰越金、1項1目繰越金は、前年度決算額確定による9,016万1,000円の追加でございます。

歳出につきましては、3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金4,386万2,000円の追加のお願いでございます。

これは前年度繰越金の確定に伴う積立金の追加でございます。

次に、5款諸支出金、1項2目償還金4,629万9,000円の追加のお願いでございます。

令和5年度の介護給付費や地域支援事業費等の精算に伴いまして、国庫・県費と支払基金への返還金が確定したことによるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第４号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第４号 令和６年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第４号 令和６年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、予算総額の変更はございませんが、前年度繰越金の確定及び補助金の減額に伴い歳入予算を組替え補正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、３ページをお願いいたします。

初めに、今回の補正予算案の要旨についてご説明申し上げます。

今年度におきまして、岡崎地区岩久保住宅団地の滑動崩落対策工法検討業務委託を実施中でありまして、この事業費は850万円であります。この事業費に対する県の補助金は当初補助率４分の１の212万5,000円の見込みでありました。それが調整の結果、補助金内示額が178万円となり、34万5,000円の減額となりました。これにより、事業費34万5,000円が不足することから、今回歳入予算の組替えが必要となったものでございます。

補正予算書の内容についてご説明いたします。

１款１項１目総務費県補助金、宅地耐震化推進事業補助金34万5,000円の減額となりますが、この減額分を３款１項１目一般会計繰入金20万9,000円と４款１項１目前年度繰越金13万6,000円を充て、歳入予算を組み替えることで対応するものでございます。

なお、これに伴う地域特会の予算総額には変更はございません。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、議案第5号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、資本的収入の企業債100万円を追加し、国庫補助金95万5,000円を減額、資本的収入に4万5,000円を追加し、1億2,341万2,000円とするものでございます。

また、企業債の限度額を7,570万円と改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、予算書1枚はぐっていただいてご覧をいただきたいと思います。

町長の提案とおりでございますけれども、第2条資本的収入及び支出でございますが、第1款公共下水道事業資本的収入ですが、補正額は第1項企業債100万円の追加と第4項補助金95万5,000円の減額で、都合4万5,000円の追加でございます。当初予定額1億2,336万7,000円に4万5,000円を追加して、1億2,341万2,000円とするものでございます。

なお、資本的支出については変更はございません。

次に、第3条の企業債ですが、下水道事業債に50万円、過疎対策事業債に50万円を追加し、補正後の起債額の限度額を7,570万円とするものでございます。

なお、追加する企業債につきましては、吾妻浄化センター施設の機器類の更新工事に充当

するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第13、議案第13号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、中央公民館の耐震化工事を行う中央公民館耐震改修工事の請負契約について、ご審議願うものでございます。

条件付一般競争入札により、南波建設株式会社と2億6,763万円で8月21日に仮契約の締結をいたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） よろしく申し上げます。

詳細についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、町長提案説明にございましたとおり、中央公民館耐震改修工事に伴う請負契約の締結について、ご審議をお願いするものでございます。

8月21日に条件付一般競争入札を行い、南波建設株式会社と2億6,763万円で仮契約を締結いたしました。

工期につきましては、現在は令和7年3月28日ですが、本議会で繰越明許費補正をお認め

いただければ令和7年7月31日を予定しております。

中央公民館は昭和50年7月に竣工し、49年経過しております。この間、壊れた箇所を補修しながら使用し、町民の教養の向上や各集会等に活用してきました。

2枚目の資料をご覧くださいながら、工事概要を説明させていただきます。

耐震基準を満たしておりませんので、全館耐震補強工事を行います。1階につきましては、バリアフリースイレ新設と和式トイレを洋式トイレに改修いたします。また、あまり使用していない和室を事務室に改修し、通路にあるロッカーなどを事務所内に配置いたします。玄関につきましては、自動ドアに改修します。曲がっているスロープを直線に改修し、利用者が使いやすくしたいと考えております。2階につきましては、1階と同様にバリアフリースイレ新設と和式トイレを洋式トイレに改修いたします。大会議室は、ステージを低くすると、冷暖房器具の入替えも行います。

今後も長く使用できるよう、電気設備、放送設備、火災報知設備、空調設備についても改修を行い、町民の皆様が快適に利用しやすいようにいたします。

ご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで暫時休憩を取ります。

（午前10時54分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前10時55分）

◎請願書の処理について

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、請願書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書は、お手元に配付した請願文書表のとおり総務建設常任委員会に付託しますので、その審査を9月12日までに終了されるようお願いい

たします。

以上で請願書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は9月13日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前10時56分）

令和 6 年 9 月 13 日（金曜日）

（第 3 号）

令和6年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月13日（金）午前10時開議

- 第 1 議会運営委員会委員の補充について
- 第 2 選挙第 1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙
- 第 3 認定第 1号 令和5年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 2号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 3号 令和5年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 4号 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 5号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 6号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 7号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 8号 令和5年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第11 議案第 6号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 7号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 8号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 9号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第10号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第12号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第 1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第 2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第 3号 令和6年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 第 2 1 議案第 4 号 令和 6 年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 5 号 令和 6 年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 1 3 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 4 請願書の委員会審査報告
- 第 2 5 議員派遣の件について
- 第 2 6 委員会報告について
- 第 2 7 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第 2 8 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	佐 藤 聡 一 君	2 番	齋 藤 貴 史 君
3 番	増 子 京 子 君	4 番	渡 一 美 君
5 番	井 上 日 出 来 君	6 番	高 橋 弘 君
7 番	高 橋 徳 樹 君	8 番	里 見 武 男 君
9 番	小 林 光 一 君	1 0 番	重 野 能 之 君
1 1 番	竹 渕 博 行 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	石 村 文 明 君
教 育 長	茂 木 一 弘 君	総 務 課 長	酒 井 文 彰 君
企 画 課 長	寺 嶋 正 春 君	まちづくり 推 進 課 長	玉 橋 晃 君
保健福祉課長	小 池 さつき 君	町 民 課 長	谷 直 樹 君
税 務 課 長	堀 込 恒 弘 君	農 林 課 長	白 石 彰 久 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	関 和 夫 君	学校教育課長	水 出 悟 君

社会教育課長 角 田 良 信 君

職務のため出席した者

議会事務局長 西 山 孝 弘
議会事務局
会計年度任用
職 田 中 すずの

議会事務局 西 卷 雅 子
補 佐

◎開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） 皆様おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料はお帰りの際にはお返しくくださいますよう併せてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎委員の補充について

○議長（佐藤聡一君） 日程第１、議会運営委員会委員の補充についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の補充については、委員会条例第７条の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、朗読させていただきます。

議会運営委員会、井上日出来委員。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） ただいまの朗読のとおり、選任したいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの朗読のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

以上で、議会運営委員会委員の補充についてを終わります。

◎選挙第1号

○議長(佐藤聡一君) 日程第2、選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

烏帽子山植林組合議会議員に齋藤貴史議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました齋藤貴史議員を烏帽子山植林組合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました1名が、烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。

◎認定第1号の委員長報告、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、認定第1号 令和5年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、予算決算特別委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

予算決算特別委員会委員長、8番、里見議員。

（予算決算特別委員長 里見武男君 登壇）

○予算決算特別委員長（里見武男君） 予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

今定例会で、当委員会に付託された案件は、認定第1号の令和5年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

当委員会は、去る9月9日、10日の2日間を予定で開催いたしました。

委員の皆さんの活発な質疑があり、以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

歳入については、自主財源と依存財源の考え方やふるさと納税についての質疑がありました。

歳出全般については、公共施設の削減計画やCO₂排出量の削減目標及びレンタサイクル事業やアガッタンに関する質疑がありました。

2款総務費では、旧小学校跡地の利活用について。また、運転免許の自主返納事業、健康増進センター関連や公用車の保有台数及び弁護士費用の中身について質疑がありました。

3款民生費、4款衛生費については、保護司の報償費や住宅用再生エネルギーシステム補助金について、また、日赤病院への補助金についての質疑がありました。

5款労働費、6款農林水産業費については、坂上の上の原基盤整備事業や町の破碎機の利用状況、森林環境譲与税の使い道についての質疑がありました。

7款商工費、8款土木費については、観光スポットのマップ作成やキャンプ場の今後について、アガッタンと道の駅の連携についてやお試し住宅の実績と成果について質疑がありました。

9款消防費については、消防車購入の判断基準についてなど。

以上が、予算決算特別委員会の審査概要であります。

詳細については、「議会だより」の第75号に掲載いたします。

予算決算特別委員会では、質疑終了後、採決の結果、付託された令和５年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で原案どおり可決すべきと決しました。

以上、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が委員でありましたので、省略いたします。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第２号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第４、認定第２号 令和５年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月３日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員会委員長、10番、重野議員。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、認定第２号に関しまして、報告を申し上げます。

去る９月５日、町民課長に出席をいただき審査を行いました。

事業勘定、歳入14億9,853万2,365円、歳出14億9,684万8,218円で、実質収支額168万4,147円となりました。

また、施設勘定では、歳入7,365万5,301円、歳出6,104万2,099円で、実質収支額1,261万3,202円となりました。

慎重審査の結果、当委員会として認定すべきものと決しましたので、本会議におきましても同様に認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 報告終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席へ戻ってください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、認定第3号 令和5年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員会委員長、10番、重野議員。

(文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇)

○文教厚生常任委員長(重野能之君) 認定第3号について報告を申し上げます。

9月5日に町民課長の出席をいただきまして、審査を行いました。

歳入2億2,965万4,196円、歳出2億2,944万4,373円でした。実質収支額20万9,823円となり、慎重審査の結果、認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤聡一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席へお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第6、認定第4号 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員会委員長、10番、重野議員。

(文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇)

○文教厚生常任委員長(重野能之君) それでは、認定第4号について報告を申し上げます。

去る9月5日、保健福祉課長に出席をいただきまして、審査を行いました。

歳入18億7,642万6,376円、歳出17億7,600万8,597円で、実質収支額1億41万7,779円となりました。

慎重審査の結果、当委員会として認定すべきものと決しましたので、本会議におきましても認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤聡一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席へお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第7、認定第5号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳

入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員会委員長、6番、高橋議員。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長(高橋 弘君) 認定第5号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

会期中、9月5日、総務課長に出席を求め、審査を行いました。

歳入総額3,316万5,284円、歳出総額3,302万7,551円、繰越明許費繰越額はゼロ円で、実質収支額は13万7,733円となりました。

歳入の主なものは、基金繰入金3,039万8,476円、繰越金251万1,618円であります。

歳出の主なものは、発電事業費3,141万9,666円、施設管理費148万5,000円、施設管理事業費12万2,885円であります。

慎重審査の結果、当委員会としては全会一致で認定すべきものと決しました。本会議におきましても同様にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席へお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第8、認定第6号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査の結果の報告を願います。

総務建設常任委員会委員長、6番、高橋議員。

（総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇）

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 認定第6号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

会期中、9月6日、上下水道課長に出席を求め、審査を行いました。

歳入総額4億8,681万260円、歳出総額4億9,783万2,744円、差引歳入不足額は1,102万2,484円となりました。

この不足額は、監査委員報告の中で、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、令和6年4月1日同法の規定による事業会計で引き継いだとありますが、通常特別会計では5月31日が出納整理期間であり、令和5年度の歳入は令和6年5月31日入金分までが含まれています。企業会計では出納整理期間がなく4月1日から新年度会計となります。令和6年4月1日に特別会計から企業会計に移行したことにより、3月分の下水道使用料の口座振替分などの入金が、4月1日以降だったため3月31日時点で歳入と歳出の差に一時的に不足が生じることとなりました。

歳入の主なものは、繰入金2億1,130万5,833円、使用料及び手数料1億4,840万4,615円、町債8,200万円であり、歳出の主なものは、公債費2億4,386万9,017円、施設費1億7,823万4,771円、建設費5,144万1,301円でありました。

慎重審査の結果、当委員会としては全会一致で認定すべきものと決しました。本会議におきましても同様にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席のほうへお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、認定第7号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員会委員長、6番、高橋議員。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 認定第7号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

会期中、9月6日、上下水道課長に出席を求め、審査を行いました。

歳入総額1億8,760万209円、歳出総額1億8,618万4,329円、実質収支額141万5,880円となり、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による事業会計に引き継がれました。

歳入の主なものは、町債 1 億10万円、繰入金3,871万5,000円、使用料及び手数料は2,773万5,036円でありました。

歳出の主なものは、維持管理費 1 億6,264万1,920円であり、主な工事は平沢給水区導水管布設替工事費4,772万6,800円、箱島給水区配水管布設替工事費2,580万6,000円、簡易水道施設監視装置設置工事費2,948万円、公債費2,354万2,409円でありました。

慎重審査の結果、当委員会としては全会一致で認定すべきものと決しました。本会議におきましても同様にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席のほうへお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、認定第8号 令和5年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員会委員長、6番、高橋議員。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長(高橋 弘君) 認定第8号 令和5年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてご報告申し上げます。

会期中、9月6日、上下水道課長に出席を求め、審査を行いました。

給水戸数4,241戸、対前年度プラス13戸、配水総量は124万9,827立方メートルで、対前年度マイナス2万4,485立方メートル、有収水量100万3,586立方メートルで有収率80.3%でありました。

収益的収入は2億1,359万9,744円、支出1億8,104万8,413円であります。

資本的収入及び支出では、収入4,813万3,600円、支出1億9,244万1,538円で、収支の不足額は1億4,430万7,938円であり、不足分は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金560万305円、当年度分損益勘定留保資金6,462万1,806円、当年度利益剰余金処分数額348万3,051円、減債積立金及び建設改良積立金7,060万2,776円で補填しています。

未処分利益剰余金3億4,641万9,626円であり、減債積立金への積立1,772万109円であり、処分後の残高は3億2,869万9,517円となっています。

委員会では長年の懸案事項でありました、水道事業の改定について「広報水だより」を掲載し、町民に周知していただいたことは評価に値するとのことになりました。

慎重審査の結果、当委員会としては全会一致で認定すべきものと決しました。本会議におきましても同様にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席のほうへお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

令和5年度決算認定については、8件全てが終了いたしました。

ここで、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計課長。

○会計課長（関 和夫君） お世話になります。

先ほどは、令和5年度各会計決算のご認定を賜りまして誠にありがとうございます。

決算に際しまして、議員の皆様また監査委員の方々からいただきましたご指摘、ご意見を真摯に受け止めまして、今後も適正な会計事務の執行に努めてまいります。

引き続き皆様方のご指導をお願い申し上げ、お礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第6号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、議案第7号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第13、議案第8号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

本件については、去る 9 月 4 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 9 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、議案第 9 号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 9 月 4 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第15、議案第10号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第16、議案第11号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第17、議案第12号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第18、議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第19、議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補

正予算（第２号）を議題といたします。

本件については、去る９月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第20、議案第３号 令和６年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第21、議案第4号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第22、議案第5号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第23、議案第13号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

11番、竹渕議員。

○11番(竹渕博行君) 確認だけお願いできますでしょうか。担当課から示されている請負契約書の次に図面が付いているんだと思うんですが、基本的には耐震工事がメインだということ、ふうに承知しているわけですが、これ、示されている鉄骨工が1,190キロということ、まあ約1トンということなんですが、この辺の表示っていうのは問題ないですか。確認です。

○議長(佐藤聡一君) 社会教育課長。

○社会教育課長(角田良信君) 数量とかを拾いますと鉄骨工ということで、およそ1トンということでこれが耐震に伴う鉄骨を中央公民館に、耐震化工事ということで行うということ

でございます。おおよそ耐震化工事につきましては、設計書をみますと、おおよそ6割程度の金額が耐震化工事ということになっております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） ありがとうございます。反対する話ではないんですが、耐震に当たっては、ちょっと数量が少な過ぎるんじゃないかなというふうに感じています。問題なければそれで結構なんです、ちょっと心配だなと思ひまして、確認をさせていただきました。はい、結構です。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） よろしいですか。

ほかにはありますか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第24、請願書の委員会審査報告を行います。

請願1号 上之町区内の道路を拡幅して頂きたい請願書を議題といたします。

本件については、去る9月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告をお願いします。

6 番、高橋議員。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 請願 1 号 上之町区内の道路を拡幅して頂きたい請願書についてご報告申し上げます。

令和 6 年度第 3 回 9 月定例会において、9 月 4 日総務建設常任委員会に付託された請願 1 号、上之町区内の道路を拡幅して頂きたい請願書について、9 月 6 日金曜日、午前 9 時より上之町区長富澤久幸様、東吾妻町商工会長上原様の立会いにより、現地で説明をいただきました。

この道路は、町道 5155 号と町道 5151 号交差点から役場建設課倉庫までの約 100 メートルの区間の道路を拡幅工事をしていただきたい要望であります。

現地調査では、道路の幅員は狭いところでは、2.6 メートルで車の擦れ違いが困難であり、接触事故や自転車との人身事故が起きる危険性があることが確認できました。調査中も自家用車の通行が数台確認できました。

同日、午後 1 時から役場第一委員会室に建設課長と紹介議員である齋藤貴史議員に出席を求め、説明していただきました。建設課長からは、数年前に地権者であるアサヒライズからは、公共事業に利用するのであれば、協力してもいいとの話を聞いているとの説明がありました。齋藤議員からは、地元の地権者から協力してくれるとの確認が取れているとの説明を受けました。

今回、請願が出された場所は、群馬原町駅南側地区町づくり計画のコミュニティ交流整備ゾーンになっています。この道路は J R 群馬原町駅から中央公民館に直結する使用道路であり、安全性を確認し、利便性を高めるためにも道路拡幅工事は妥当であると思われます。

よって、全会一致で採択することになりました。本会議におきましても同様にご判断していただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席へお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤聡一君） 日程第25、議員派遣の件についてを議題といたします。

10月18日開催、吾妻郡町村議会議長会主催の吾妻郡町村議会議員研修会、11月5日開催、群馬県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、11月10日開催の議会報告会、11月21日開催の中学生議会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、内容に変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

◎委員会報告について

○議長（佐藤聡一君） 日程第26、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

6番、高橋議員。

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 令和6年9月定例会、総務建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る9月5日と6日に所管事務調査を行いました。中澤町長からは、9月14日、15日に東吾妻町と中之条町において、第7回国際忍者学会が開催される報告がありました。

また、道-1グランプリが9月21日、22日に京都府京丹後市の道の駅、丹後王国道の都で開催され、全国から17駅が出場し、東吾妻町の道の駅あがつま峡が醤油麴漬け豚しゃぶ井で参加する、そのほかに群馬からは道の駅まえばし赤城が参加する報告がありました。これは来場者が食べて投票し、グランプリが決まるとのことです。

委員会調査では、実に様々な質問や意見交換ができました。

上信自動車道の全線開通が令和11年度を目標に工事が進められているが、特に植栗・中之条インターは中之条と高山村への玄関口になるため、総合的に事業推進を図っていきたい。

D X推進については、全庁的な体制を整備し、総合的かつ計画的に推進するため、ワーキンググループを構成し、各課で主体性を持って推進を図っていくとのことでした。

移住関係では、お試し移住用住居は須賀尾に1か所しかないため、条件の異なる原町等にも増やしていきたい。

少子化に伴う小学校の統廃合については、子どもの体力的、時間的等の負担があるが、今後協議していきたい。

高齢者対策では、運転免許証の自主返納については、令和5年度は54名いました。現在返納者に対し、東吾妻町商品券1万円とバスカード6,000円分を交付しているが、内容を検討したかどうか。

買い物弱者対策では、商工会が対応し、利用者は商品代のみ負担し、その他の費用は商工会が負担している。令和5年度の買い物弱者対策事業補助金は15万円でした。

また、交通弱者対策としてライドシェアを活用してはどうかの提案を行い、今後検討していきたいとのことでした。

庁用車費用については、リース対応の経費の節減に努めている。

ロゴフォームの活用については、6月24日、操作研修を開催し対応している。運用は定額減税補足給付金、職員採用試験の申込みや各課でフォーム作成を行っていくとの説明を受けました。

水道事業の在り方では、令和6年4月1日から水道料金20%値上げし、下水道事業と簡易水道事業は公営企業会計へ移行し業務を行っている。現在、布設後、老朽化している石綿管の布設替えを計画的に実施している報告を受けました。

耕作放棄地対策では、前年度より農地が約35ヘクタール減少し、農業技術者の高齢化等でますます維持管理が難しくなっている。また、獣害の被害対策をしているが、町内から捕獲されたイノシシからCSFが確認をされた。

道の駅天狗の湯と桔梗館の利用状況については、本年4月から8月までの実績が報告されました。道の駅直売所の利用者数は前年比94.3%、天狗の湯利用者数は前年比106.1%、桔梗館利用者数は前年比108.9%であり、あずま森林公園キャンプ場は前年比113.2%、温川キャンプ場は前年比130.5%で順調に推移しているが、キャンプ場は運営経費がかかり、赤字経営が続いています。

また、レールバイクアガッタンについては、運休があったものの、順調に推移しています。8月7日の大雨による被害状況と対策について報告がありました。

税務関係では、現行税率と改正税率について説明があり、町税の賦課徴収の納税状況についても報告がありました。

防災対策については、防災行政無線設備やJアラート設備の維持管理に努めています。災害に備えて、防災備品や備蓄品の充実を図っているが、食料品等については、賞味期限があるため9月21日、東吾妻町ふるさと花火大会を開催する時に、防災備品の取扱いや試食会を広く町民に理解してもらうことになりました。

以上で、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 文教厚生常任委員会。

10番、重野議員。

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、報告を申し上げます。

今回の委員会は、付託されました認定第2号、3号、4号の審査を中心に行われ、付託議案につきましては、全会一致で慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

また、委員会では各委員から実に活発な意見、質疑が出され、また、町長、副町長をはじ

め担当課長からは丁寧に答弁をいただきました。

主なものとして、原町小学校体育館床改修工事の工期について、当初本年の9月末から令和7年1月以降まで延長するとの説明がありました。これは、運動会の練習など学校との調整により延長するとのことでした。

2点目として、学校給食センターの外部委託について。東吾妻町学校給食センターの在り方検討委員会の答申を受けて、給食センターの外部委託に向けた動きが進んでいます。今後の予定として、令和6年度中に事業者の選定、令和7年度中の稼働を目指すとのことでした。

3つ目として、東吾妻町中学校校庭についてであります。以前から雨天の時に、水はけが悪いことなどが原因で校庭の状態が悪化するとの指摘がありました。委員会として校庭の現地調査を要望し、所管課からはご協力いただけるとの回答をいただきました。

今後所管課をはじめお世話になりながら、今後12月定例会前に現地確認を実施できたらと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 会議の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

開始を11時10分といたします。

（午前10時59分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（佐藤聡一君） 続いて、議会運営委員会。

4番、渡議員。

○議会運営委員長（渡 一美君） 議会運営委員会からご報告させていただきます。

メンバーも一部変更があり、私が委員長に就任し、副委員長に高橋徳樹、新メンバーとして井上日出来が加わりました。まだまだ未熟な部分がございますが、皆様からご指導いただきながら運営に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

また、議会合同葬の協議を今後も進めていきます。議員全員協議会でお示しのとおり中学生議会と議会報告会の内容を今後詰めていきます。今後ともよろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会のご報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 予算決算特別委員会。

8番、里見議員。

○予算決算特別委員長（里見武男君） 予算決算特別委員会の報告をいたします。

9月9日、10日の2日間にわたり、当委員会に付託されました認定第1号 令和5年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定が全会一致で認定されました。

付託認定終了後、6月に4人1組の3つのワーキンググループが結成され、それぞれのグループの調査研究の発表が行われました。

Aグループでは森林環境税について。Bグループでは群馬原町駅南町づくりと活性化について。Cグループでは町の農業政策について。それぞれ発表がありました。詳細については、「議会だより」第75号に掲載いたします。ワーキンググループで活動することは、初めての経験で今回の活動をどう今後につなげていくか勉強の機会として、議員活動に役立てていきたいと思ひます。

さらには、調査研究をしていく中で、次年度の予算に反映できる内容が見いだせればとの思ひはあります。

9月以降のワーキンググループは、メンバー替えを行い、それぞれ新たな課題を設けて調査研究をしていきたいと思ひます。

以上で、予算決算特別委員会の報告といたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、議会広報特別委員会。

8番、里見議員。

○議会広報特別委員長（里見武男君） 議会広報特別委員会の報告を行います。

去る9月11日に議会広報特別委員会を開催し、「議会だより」第75号の編集について役割分担等決定いたしました。

第75号では、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定や特別会計の内容、令和6年度補正予算、条例等議案、一般質問等掲載する予定であります。

また、一般会計歳入歳出決算認定の特集ページを設けて、予算の関係がありますので、4ページにまとめさせていただきます。たくさんの質問があったのですが、多くの話題を載せるためになるべく一問一答形式で、文字数をカットする予定であります。皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

また、議会報告会での動画報告の編集に、議会広報特別委員会が携わることになりましたので、ワ

ーキンググループの立ち上げや動画の編集、配信スケジュールの打合せを行いました。

今後もより見やすく親しみやすい紙面作りを心がけて取り組みたいと思いますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（佐藤聡一君） 日程第27、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件について決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（佐藤聡一君） 日程第28、町政一般質問を行います。

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

（7番 高橋徳樹君 登壇）

○7番（高橋徳樹君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

第一に、長期の視点で森林資源の活用をとということでございます。

我が国の森林は、国土の7割、環境保全や防災、水源涵養等々、様々な場面で国民の暮らしを支えており、森林の多面的機能を活かしていくためには、今後も森林整備が極めて重要と言われております。

当町の森林面積は、国有林7,555ヘクタール、民有林1万2,550ヘクタール、合計2万105ヘクタールありまして、町の総面積の79%を占め、豊富な資源を活かすことは大切であるものの、木材価格の下落による林業の採算性の悪化、所有者が不明な森林の顕在化、林業就業者の高齢化や担い手不足などにより、時間を要する植え付けや下刈り等、造林作業量減により、他自治体同様な手入れ不足の森林が増えてきております。

住民の方からも、山が荒れている、林道整備が遅れている、鳥獣被害がある、所有者からは小規模でも森林から収入を得るための施策を期待するなどの声が聞かれます。

こうした中、町では人工林を中心に「伐って、使って、植えて、育てる」という方針の下、10か年の森林整備計画を進めておりまして、持続可能な施策を着実に進めていくことが、集落維持や活性化につながるものと捉え、以下、関連質問をいたします。

森林整備の現状と課題について。

当町では森林組合との連携で諸施策を進めているものと思いますが、主伐期を迎える直近の森林、林業を取り巻く概況、今後の森林整備の方向性及び課題を伺います。

林業経営全般。経営全体数。林家数、1ヘクタール以上の所有について。また、特用林産物の生産状況を伺います。

次に、バイオマスエネルギーの利用について。間伐材やC材を利用したバイオマスエネルギーは、化石燃料に依存しない供給源としてまた、災害時のレジリエンスの向上、経済波及効果が注目されておりますけれども、当町での概況やまた、今後の広域連携との活用計画はあるか伺います。

次に、森林経営管理制度についてお伺いします。平成元年度から主に小規模林家などの森林整備を進めていると思いますが、進捗状況と今後の調査予定を伺います。

森林環境譲与税の有効活用についてでございますが、当町での課税額及び譲与税額見込み及び今後の活用計画を伺います。

森林開発譲与税につきましては、制度が開始されたのは2019年度からで、都道府県及び市町村に対し私有林や人工林の面積割合50%、人口割合30%、林業従事者20%の配分基準で案分され譲与されております。

財源は令和6年度から、国税として1人年額1,000円が徴収される森林環境税でございます。全国の各市町村では、森林整備、森林整備の人材育成、普及、都市部と山間部との連携事業との取組事例があります。

次に、観光資源としての森林資源の活用でございますが、観光客及び都市部からの人を呼ぶためのマウンテンバイク、ハイキングコース、キャンプ場などの整備をさらに進める考えはあるのか伺います。

森林教育と環境教育でございます。地元小・中学校に対し、森林への愛着、生物多様性など教育プログラム及び住民向けの森林保護意識を育む講座など推進していく考えはあるのか伺います。

2番目でございます。ふるさと納税の推進でございます。

2008年に始まったふるさと納税制度でございますが、税収の流失が続く大都市部からの批判また、自治体ごとの返礼品加熱競争等々、様々な変遷を経て広く国民の間で定着し、拡大してきております。

群馬県では令和5年度は、前年比9.9%増の111億4,799万円、受入件数も前年比25.6%増の47万6,134件。共に過去最多を更新しております。同制度はとりわけ中山間自治体にとりましては、財政基盤の強化、返礼品を通して地元産業のPR等活力を産み出すものであり、推進すべきとの観点から質問いたします。

ふるさと納税の意義及び現状の分析、課題、今後の重点取組方針があれば改めて伺います。

当町における3か年の受入金額、受入件数及び上位の返礼品をお伺いします。

ポータルサイト、返礼品の品目数、返礼品に協力していただいている事業体数はどのくらいでしょうか。

返礼品の協力事業者へ対しましては、新商品開発に対しまして、今後補助金、インセンティブ的な補助金を創設してはいかがでしょうか。

寄附者との持続的なつながりのための施策を伺います。昨年度ふるさとサポーター制度が始まりましたけれども、その後の関係人口の増についてお伺いいたします。

今年度のふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数をお伺いしたいというふうに思います。

以上でございます。後は、自席にて2次質問をさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋徳樹議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目め、長期視点で森林資源の活用をの 1 点目、森林整備の現状と課題でございますが、令和 4 年度群馬県森林林業統計書によりますと、町内の民有人工林面積は、7,521ヘクタールで、標準伐期齢杉は40年、檜が45年で主伐の指標となっております。標準伐期齢を超えた45年生以上の林分は6,514ヘクタールと民有林人工林全体の約 9 割を占めており、森林整備や間伐の繰り返しではなく、特に標準伐期、プラス10年の55年生を超える林分は一般的に再生林を行うことが望ましい姿ではありますが、整備遅れによる森林の高齢化が進んでいるところでございます。

今後の森林整備についてでございますが、町では令和 2 年度より森林環境譲与税を活用し、森林整備を進めているところでございます。

また、森林環境譲与税で行う施業予定の対象森林以外の森林経営計画を吾妻森林組合ほか 2 事業体で作成しており、それぞれが間伐等を進めております。

課題につきましては、地籍調査が終了しておらず、隣地との境界が不明な林分の現地調査、境界確認作業など集積計画案作成以降において、作業の遅滞が懸念をされている状況でございます。

2 点目の林業経営全体数、1 ヘクタール以上所有の林家数についてでございますが、2020年の農林業センサスでは、林業経営体数は32件、同様に 1 ヘクタール以上所有の林家数、保有山林面積規模別林家数は895件でございます。特用林産物生産状況につきましては、山菜についての把握はできませんが、町内の令和 5 年度きのこ生産量は、J Aあがつま出荷量は、1 万3,745キログラムでございます。うち、菌床しいたけは2,801キログラム生産をされましたが、本年度の特用林産物生産活力アップ事業により、自動接種ラインシステムが、これから東吾妻町きのこ研究会に導入をされ、すでに設置をされている高圧殺菌窯、菌床仕込み設備とつなぐことでさらなる増産が期待をされているところでございます。

3 点目のバイオマスエネルギーの利用についてでございますが、町内におきましては、株式会社スマートフォレストが熱電併給設備を導入済でございます。乾燥木材チップを生産供給しております。町といたしましては、天狗の湯へ熱電併給設備導入の可能性について検討しているところでございます。

また、フォレストエナジー株式会社が渋川市村上地内に発電施設を建設をすることから、木材供給をはじめとした、木質エネルギーの地産地消、森林資源の広域的な活用も検討して

まいりたいと考えております。

4点目の森林経営管理制度についてでございますが、意向調査を令和2年度に岡崎地区から行い、令和5年度に泉沢、小泉、植栗の一部までを計画どおり終了しております。令和6年度に意向調査が終了する予定でございます。

なお、意向調査終了後の経営管理権集積計画作成の際に、地籍調査の終了していない森林につきましては、施業区域の明確化など着実に進めてまいります。

5点目の森林環境譲与税の有効活用についてでございますが、森林環境税は町民6,475名に課税をされ、課税額は647万5,000円でございます。今年度の森林環境譲与税の交付予定額は、4,234万5,000円でございます。歳出予算に計上されているのは、森林整備にかかるものとして2,050万円、森林整備の人材育成にかかるもの80万円、木材利用、普及にかかるもの1,890万円など、合わせて4,020万円でございます。

また、今年度新たな事業といたしまして、木質化製品製作委託100万円、広葉樹林更新補助事業300万円を開始いたしました。

6点目の観光資源としての森林資源活用でございますが、森林を活用した観光施設につきましては、あづま森林公園キャンプ場や吾妻峡ハイキングコース、岩櫃山登山道などがございますが、現状の施設管理を行うことにより、森林に親しむ環境を維持し、訪れた方々に安心して利用していただくよう取り組んでまいります。

また、森林を活用したイベントでは、東吾妻むかし道MTBライドを毎年開催をしております。森林所有者のご理解、ご協力の下、森林内のコース整備を行うなど、森林環境への配慮をしながら参加しやすいコース造りを実行委員会として取り組んでおり、今後は参加者の増加につながるものと考えております。

7点目の森林教育と環境教育でございますが、現状において、森林環境に特化した教育プログラムはございません。しかし、森林環境を学ぶことは重要でございまして、小学校3年生と4年生では社会科副読本において当町の森林の役割を学習し、5年生では社会科におきまして、生活と森林の関わりの学習に取り組んでいるところでございます。

そのほかにも、小学生が対象となる緑の少年団活動、校外学習での自然体験活動などを通じて、森林や緑化の重要性を学ぶ機会としております。

次に、住民向けの森林保護意識を育む講座の推進についてでございますが、森林資源の持続可能な活用を図る上で重要でございますので、環境意識の高まりを促すため開催していきたいと考えております。

2 項目め、1 点目、ふるさと納税の意義及び現状分析と課題、重点取組方針でございますが、ふるさと納税制度は地方自治体に対し、寄附を行うことで税控除を受けられる仕組みであり、納税者が応援したい地域を選択し、地域の振興に寄与するという意義があります。

ご指摘のように、特に中山間地域の自治体にとっては、財政基盤の強化や地元産業の P R 等、地域活性化の手段として大きな役割を果たしております。

また、全国的、群馬県、東吾妻町でもふるさと納税は拡大をしております。今後、さらにふるさと納税の受入を増やしていくことが課題であり、返礼品の磨き上げや、他自治体との差別化、アガッタンやハッ場ダム放流イベントといった体験型返礼品の掘り起こし等に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

2 点目の過去 3 年間の受入実績でございますが、令和 3 年度は受入金額 1,330 万円、受入件数 514 件、令和 4 年度は受入金額 1,745 万円、受入件数 641 件、令和 5 年度は受入金額 2,301 万円、受入件数 723 件となっております。

また、上位返礼品につきましては、令和 3 年度は、1 位は御城印帳で 77 件、2 位がレアチーズケーキで 58 件、3 位が箱島湧水ミネラルウォーターで 56 件。令和 4 年度は、1 位がレアチーズケーキで 98 件、2 位が箱島湧水ミネラルウォーターで 89 件、3 位がりんごで 59 件。令和 5 年度、1 位が箱島湧水ミネラルウォーターで 85 件、2 位がいちごで 59 件、3 位はりんごとレアチーズケーキが同数で 58 件ずつとなっております。

3 点目のポータルサイト数、返礼品品目数及び事業体数でございますが、ポータルサイト数につきましては、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税など全部で 7 つのサイトに掲載しております。返礼品の品目数につきましては、季節限定を含め 142 品目、協力事業体数は地場産品を扱う 41 の自治体、事業体となっております。

4 点目の新商品開発に対する補助金創設でございますが、このことにつきましては、既に幾つかの自治体における取組の事例があるようですので、補助金の創設により見込める効果と財政負担など比較検討し、研究してまいりたいと考えております。

5 点目の寄附者との持続的なつながりでございますが、寄附者の方々に対しましては、ふるさとサポーター制度の案内を行っております。ふるさとサポーターの活動により東吾妻町の情報を SNS など定期的に発信をしていただき、地域のファンを増やしていくことで、関係人口の増加を図っていききたいと考えておりますので、今後も継続的に案内を行い、ふるさとサポーターの人数を増やしていきたいと思っております。

6 点目の住民税控除額及び控除適用者数でございますが、直近実績の令和 5 年 1 月から 12

月末までの間となりますが、住民税控除額が960万4,728円、控除適用者は344人となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） 町長、ありがとうございます。

全般の施策について、また、木質バイオ等々いろんな新しい動きも出て進んでいるということに理解をさせていただいております。

私もこれはずっと地域資源の活用ということの時点で、様々な一般質問の中に取り上げて質問させていただきました。

今回は、林業ということでなかなかちょっと私も現場をよく分からない中で、非常に難しいテーマだなというふうに思っていて、専門であります町長にこれから若干初歩的な質問になってしまうかもしれませんが、その辺はよろしく願いいたしたいと思います。

森林環境譲与税でございますけれども、この活用につきまして、全国的に3年目ぐらいからいろいろな基金に積まないで、様々な活用運用されてきております。今回、ワーキンググループで、我々同僚議員で、中之条町と上野村と川場村を視察していずれも大規模にかなり前から木質バイオの地産地消並びに様々な政治力もあったりして、非常に木材に関する大型機械ですか、何億もするような機械でチップをとということでやっています。私もちょっとなかなか詳しくない分野の中で、やっぱり林業の振興とか、推進ということでやや構えての、ということで意識としてはあったんですけども、やはりその3地域を見てきて思ったんですけども、当初につきましては、やはり今県内に8か所ありますその過疎地域の中での様々な支援を受けてる中での、中山間地域としまして、また今回、山を持っている方とか住民の方に何名かお話を聞く中で、やはりそういった他地域の大型ということではなくて、もうちょっと川下の現実を見た新しい、新しいと言いますか、やはりここにあります集落の支援という里山の整備というその復活が大事なのかなというふうに、私自身としてちょっとニュアンスがだんだんその、ユンボで大型で立木を抜いて大型でやるような、あるいは大規模でやるようなところについては、そういった会社にお任せするにして、行政部分については、住民の方の声とかを聞きますと、どうも今本当に山が荒れててもうどうしようもないんだと疲れているんだという話がいっぱいある中で、そこで森林環境譲与税の中で活用ということで、目新しいことではありませんけれども、ちょっと提案させていただければなと思っています。

それは、聞くと木材チップターの活用についてかなり関心があるのかなと思います。小型については竹だとかの整備、今なんかもうちちょっと大型の金額は300万円くらいのが町にあるということでございますが、やはりこのチップターを前回の一般質問では、人材の活用ということで公民館のあるところ、いわゆる5地域ですね、5地区のところにも今後その支援をしていくということでの力ということで活性化が生まれてくるところで話しましたがけれども、今回はその5地区、岩島、もろもろ坂上そこにこの大型のチップを設置していただくというようなことも非常にその実効性のある、今本当に差し迫って皆さんが要望しているような感じではありますので、すぐに効果があるのかなと思います。

今、森林環境譲与税につきましては、先ほど言ったように様々な計画をされているようでございますが、まずは地区にそういったものが設置されますと、何かやはり使ってみましょうかとか、あるいは地区によっていろんなその差異が出てきて、いろんな要望が上がってくる。それが一つの地域活性化、林業の活性化につながっていくんじゃないかなという一つの動きですか。そういうところから、ちょっといきなり時間の関係もあるので提案から入ってしまったのですが、木材チップターの配置みたいなどころ、町長は何かご見解があるなら伺います。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、森林環境税につきましては、全国の中山間地域の町村が連携をして全国町村会が主体となって、創設の要望を続けてまいりました。

私も就任以来、群馬県の代表として国会等に要望活動に行ってまいりまして、おかげさまで令和元年かな、事業が発足したということで、しかし、その後、譲与税の交付額につきまして、配分の割合について、ちょっと問題視される部分がありまして、それにつきましても要望いたしまして、人口割、議員がおっしゃった30%というのは、現在は25%に少なくなっています。そして森林面積割合が50%から55%に増加しておりますので、中山間地域にとっていい方向になっておりまして、令和6年度につきましては、この東吾妻町も交付額が4,000万円を超えるという状況になっているところでございます。

今後も森林環境税、活用しながら森林の整備、美しい森林造りに役立っていきたいというふうに思っております。

議員、おっしゃる里山の整備のための、チップター導入ということでもあります。現在町でも保有しておりますチップターがございまして、これもかなり利用されておるということでございます。今後もこのチップターの利用状況等よく調査をいたしまして、議員のおっしゃるような

チップパーをさらに5地域ですか、5地域に入れるというふうなお話もありますけれども、よくその利用状況等、後は町民の皆さんの要望等踏まえまして、今後導入するにいたしまして、台数等につきましてしっかり検討してまいりたいと思います。

よいご質問であると、要望であるというふうに思っておりますので、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） 町長、ありがとうございます。

農家の方といいますか、林業というか、山を持っている方の話をいろいろ聞きますと、もしそういうチップパーとかあれば、やはりお年寄りの方はなかなかメンテが大変なんで多分地区にこの機械に明るくて、積極的な若い方がおるだろうと。その農林課の方も、多分把握されていると思うのですが、その方を中心として、それぞれの地域に応じたやり方を、彼らに自主的に任せるというやり方もいいのではないかなと思いました。そこで共同の難しさみたいなのがあって、なかなかその小型だとすぐ壊れるので、誰が私が使った頃には、もう壊れていたとか、いろんな問題が共有であるようですけれども、やはり大型であるとなかなか、そういうあるもなかなか少ないみたいということもあるようですので、町長、前向きな答弁をいただきましたのでありがとうございました。

それとチップパーのその設置につきましては、今後私思ったんですけれども、これから大柏木にごみ処理の施設ができます、令和12年度に向けて。そこが非常に可能性があるのかなという、まだ、これから広域で詰めていくんでしょうけれども、大柏木にもいろいろな山抱えている中で、住民の方が大柏木のごみという施設、ごみの施設というイメージを少し払拭した形で、今後あそこの街道もこれからかなりいろんな人が通る中で、みんなが寄っていただくような、まあ廃熱を利用したようなものとか、これから計画を進めていくんでしょうけれども、まあプールがあったり、あるいは森林も整備されたり、いろんなCO₂の問題とかかなりそのきれいな大柏木森林公園的なものも、今後描きながらそういった森林の整備を併せてやっていくことでの機械の設置等も今後考えられるのかな、いわゆるチップパーの設置も考えられるのかなという感じはちょっとしているところでございます。

それで、ぜひそこら辺のところも、町長、何かその大柏木のあの辺の林業の整備について考えはありますか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のおっしゃるのは、大柏木地区に今の設置をするためにいろいろ

検討準備をしております、ごみ処理施設の話ですか、そのところの森林整備ですか。

当然整備することはいいことだというふうには思っております。これも吾妻環境施設組合で施設を設置を今進めておるところでございますので、その関連として考えていくということでもいいのかなというふうに思っております。

しかし、郡内の町村が集まったような話でございますので、その中で協議しながら、まあお金の問題等もありますので、しっかりと環境税を当然使うということでもありますけれども、今後ともそういうことにつきましても、ごみ処理施設に関連しての検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

それでは、時間もあまりないんで、ふるさと納税のほうに移らせていただきます。ふるさと納税につきましては、私もこれまで何回か注目して取り上げました。町長にはなかなか言いにくいんですが、なかなかですね、この町のその寄附額がなかなか増えていかない、ちょっと低迷をされているというところが、続いていると思うんですね。その中でやはりかなりいろんな話題を投げかけてふるさと納税というのが増えてきてまして、時代に応じて、コロナがはやった時には、家に閉じこもっての需要が増えているとか、あるいは最近は何かお米の値段が上がっているんで、農家に直接買う人が増えてきたとか、あるいは最近の上毛新聞では、都市部の方がかなり不満を抱えている都市部の首長がということで、太田の清水市長が今のやり方については、あまりにもその都市部の税金が出ちゃうんで、なんていうことで総務省にいろいろな意見書を上げています。

そうなんですが、我が町は、この2,000万円ということでは、なかなかポテンシャルからみるといろんな可能性が私はあるのかなというふうに思っているところでございます。そこで提案でございますが、今、町の中に食生活改善推進協議会という協議会がございます。その方との話しをしてきました。私も数年前からこの町にはかなり可能性ということでは、農とその食に結びついた新しいものがあるんじゃないかといういことで、こういった組織の集まりの方に今後いろいろ投げかけてもらってはいいのかなと思って。

例えば、今、この会は昔は100人いたそうですけれども、今は48人いるそうです。今年は3名増えて。かなりこの返礼品の原動力となる部分については、なかなかそんなに簡単に発掘できるとは思いませんが、そうは言っても何もしないっていうことではなかなかこれは増えていきませんので、そういった中で、これは一つのこの協議会ということのそういうご婦

人方の力を借りるということも一つは大事かなと思って、材料費の支援だとかもろもろのことで、行政のほうで旗を振っていただけるようなことを期待されている話があります。

あとは、これも前に話したことはあるんですけども、ゴルフ場ですとか、道の駅ですとか様々なところに自動販売機をつけて、それをつくって入れてやっているということも始まりました。かなりのところが始まってます。それも送付ってというか郵送するお金もかかりませんし、直接来たお客さんが直接買えますよね。そういったことも進めていただければと思いますし、町長、ぜひですね、全庁挙げてというわけではないですけども、ふるさと納税のほうに金額を寄附金を増やしていけるための検討をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ふるさと納税につきましては、東吾妻町はちょっと県内の自治体にすれば下位の状況にございます。

しかし、担当課もしっかりそこら辺は取り組んでおりますので、また、多くのふるさと納税が集まるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

非常に、ふるさと納税では町内で作っている農産物等、また、町内の工場等で作っている完成品を充てることができる返礼品にですね、完成品を充てることですうまくいっているのが、昭和村でキャノンという会社がありますが、そこで光学機械じゃなくて、扇風機をつくっているっていうんですね、キャノンのブランドじゃなくて、違う会社のどうもあの、依頼を受けて作っている、それを返礼品に充てたら大ヒットしたというものがあります。当町の企業からすると、完成品をなかなかつくっていない、部品に係るものの工場が多いということではなかなかできないということでもあります。千代田町につきましては、サントリーブルワリーで、ビールを返礼品にして今ヒットしているというようなことでございますので、我が町の産品でも今後開発等、しっかりと考えていけばヒットするものもできるのかなというふうには思っております。

議員の2つ目の食改推ですかね、食改推につきましては、各町内で行うイベント等でいわびつ汁など町民の皆さんに提供していただいて活動していただいております。食改推の皆様の活動を通じて東吾妻町の農産物を使った返礼品にできる、そういった食品ですができればいいかなというふうに思いますので、その点につき議員のご提案につきましても、しっかり食改推に投げかけまして、協力依頼をして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。食生活改善推進協議会については、いろいろと栄養士を中心にご婦人方が、いろいろ勉強してやっていらっしゃるということのようですので、非常に時間がかかってそんなに簡単ではないと思いますけれども、非常に可能性があるのかなと思っております。町長も前向きに考えていただくんでありがとうございます。

さらに、この農産物もこの気候変動でいろいろこの栽培できるものも変わってきているようでございます。私は昔は何かいろんなあったんですけども、今はゴーヤとか何かもいろいろここでできたし、いろいろしているようでございます。そこでの佃煮だとかさまざまなことも作っているようでございますので、そういったこともチャレンジして、今後杉並だとか交流も始まっていますので、そういう都市部のほうに持ってってみたいしてぜひチャレンジしていただければなと思っています。

時間がないんですけれども、ここから税収について。これから依存財源ということで様々なお金が非常に厳しい状況の中で、どうしてもこのふるさと納税は、様々な問題を抱えていてと思います。

あと、今16年経過しているんですよ、あと4年で一応一区切りってということで今後この制度がどうなるか分かりませんが、私は続くのかなというふうに思っているところで、そうするとやはり行政の中でここで税がなかなか独自に決めて、税収を上げるということはなかなか地方の自治体の中ではできないので、そういった中でやはり今のところですけども、自主財源ということでは、このふるさと納税が非常に大事な制度なものですから、町長、また改めて、課長さんも含めて、みんなでその社会福祉協議会だとか、あるいはその保健センターっていうほかのセクションということではなくて、いろんな課が、これから全部またがってくる重要なお金につながってくるものだと思いますので、時間がかかるとは思いますが、ぜひふるさと納税も注目して推進していただければありがたいなと期待しているところです。もっといろいろ話したかったんですけども、時間がなくなったんで、終わりにしたいと思います。町長最後に一言。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ふるさと納税につきまして、議員のおっしゃるとおりでございますので、当町の特色ある返礼品を開発して、今後ふるさと納税を推進してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。
したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。
したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。
これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。
町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和6年第3回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る3日に開会をされました今期定例会におきまして、人事案件1件、報告関係2件、条例関係7件、決算関係8件、予算関係5件、その他1件、合計24件を提案させていただき、

全て原案どおりご議決をいただき、本日、閉会の運びとなりました。

今回の審議の中でいただきました議員皆様の多岐にわたるご意見等、真摯に受け止め、今後の町政を執行する中で生かしていく所存でございます。

終わりに、議員の皆様方には、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、地域の活性化や町の振興発展のために今後ますますご活躍をいただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 閉会に際し一言ご挨拶を申し上げます。

令和6年第3回定例会は、9月3日から本日まで11日間にわたり開催され、諮問1件、報告2件、令和5年度決算認定8件、条例関係7件、補正予算5件、その他1件の執行部提案に加え、請願書の審査等終始熱心にご審議いただきました。また、町政一般質問には1名が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力いただきました執行部の皆様に心よりお礼を申し上げます。

会議中の発言には町政を執行するに当たり参考になるものがあったと思います。事務執行に当たり、これらが十分生かされてくるものと期待しております。

さて、これから秋を迎えます。スポーツ行事や秋祭りなど多忙な時期となります。今後につきましても、皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上をもって令和6年第3回定例会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

（午後 零時03分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 佐 藤 聡 一

署 名 議 員 齋 藤 貴 史

署 名 議 員 重 野 能 之

署 名 議 員 竹 淵 博 行